



始



ペテル・ストリユージェ原著  
経済學士山下芳一譯

經濟學の基調としての合理主義

東京書肆有斐閣

ペテル・ストリユーヴェ原著

経済學士山下芳一譯

經濟學の基調としての合理主義

東京書肆有斐閣

大正  
14. 2. 2  
内交

535-49

この小き翻譯の一篇を

大正七八年の交佛蘭西文學專攻の一學究たりし予に  
社會學經濟學へ轉向するの暗示と動機とを與へ給ひし

文學博士 上田萬年先生に捧ぐ

## はしがき

一、本論文は、Peter Struve が露文の著書「經濟と價格、經濟生活の歴史と理論」の批判的研究（モスコウ——ペトログラード、一九一三年——一九一六年）の一章をなすものであつて、原名は “L'idée de loi naturelle dans la science économique” と題されてゐる。

著者は主意的二元論の立場から、希臘時代以降現代に至るまでの經濟思想の基調としての合理主義の批判をなしてゐる。惟ふに、自由主義の「自由競争による個人偏重的自動的調和」の思想といひ、マルクス主義の「階級闘争による社會偏重的自動的調和」の思想といひ、將又、ソリダリスムの「連帶觀念による自動的調和」の思想といふものは、各、其把住する原理の異同こそあれ、齊しく社會の絶對的合理化的可能を信するものである。そは、一の希望としては

可能なれども、一の科學的豫測としては不可能である。本論文の如きは、此絶對主義の破綻を救匡せむとするの試みである。

二、尙、自然法則の觀念の歴史的變遷に關しては、表現社の出版に係る拙譯「キルヘルム・ハスバツハ原著、ケネー及びスミスの經濟學の哲學的基礎」(譯書名「古典經濟學の哲學的背景」)を併せて一讀されむことを望む。

三、終りに、京都帝國大學經濟學部教授法學博士田島錦治、神戸正雄、河上肇の諸先生の學恩と本譯書の出版に關しての御配慮とを感謝したいと存じます。

大正十三年十月十日

京都下鴨の寓居にて

譯者しるす

### 經濟學の基調としての合理主義

#### 目次

- 一 ヘラクリト、ストア派及びエピクロス派の自然法則觀……………一
- 二 グロチウス、ロツク及びケネーの自然法則觀……………一〇
- 三 ケネー、スミス及びペテイの倫理的な自然主義と自然科學的自然主義……………一四
- 四 ベンタム、サン・シモン及びカール・マルクス……………二〇
- 五 「自然的」自由主義經濟學の消長と自然法則……………三三
- 六 自由主義及び社會主義と合理主義……………三七
- 七 主意的二元論……………四一
- 八 主意的二元論と希臘及びエフ・ワードの二元論との差異……………一

二

ミル、ヒルデブランド、マルクス……………四四

九 貨幣理論の變遷……………五七

一〇 貨幣問題に對する主意的二元論の適用……………七七

一一 法學的歴史派と經濟學的歴史派、正統マルクス主義  
とサンデイカリズム……………八九

一二 約説……………一〇二

經濟學の基調としての合理主義目次 終

經濟學の基調としての合理主義

ストリユーヴェ原著

山下芳一譯



一 ヘラタリト、ストア派及びエピクロス  
派の自然法則觀

現代に於て、批判的精神は既に、法則の觀念並に一般に法則に於ける妥當性の  
研究に手をつけてゐる。

特に、歴史的過程に關する事項に於ける法則の觀念と之が適用の限界と從つ

て社會生活の有ゆる現象とは批判的検討に附せられた所である。(註一)

二

(註一) 予は、近時に於てケンデルバンドミツケルトの名に結びつけらるる科學的運動に就て考へる。此運動は結局第十九世紀の有ゆる思辨的作業を要約してゐる。後代の公平なる批判は、現代の多くの批判的實證的思想の淵源たる佛國の大形而上學者ルノーギエーが、此作業に於て取りし主要なる分け前を認むべきである。

然るに、自然的法則と自然的秩序との思想が一般に有ゆる人間的思惟を支配し、而して特に經濟學が其發展に於て全然、自然法則の觀念により經濟現象の有ゆる複雑なる多様性を闡明せむとする一傾向によつて、特徴づけられてゐたことは、そんなに遠い昔のことではない。

經濟學は、智識の特殊なる一分科たる限りに於ては、新國家の範圍内に於ける經濟生活の發達及び複雑化と共に發生したものであり、而して此新國家は封建組織の廢墟の上に建てられ、強き權力を設定し之を國家主權の思想によつて神聖化したる後、其權力を經濟生活の諸問題に役立たしたのである。

經濟學なる特殊科學は種類の異なる二思潮の結果である。一面に於ては、それは漸次複雑夥多となつて人心に映せる經濟生活の實際問題に關する考察であり、他面に於ては、それは形而上學的思辨の起源そのものに根底を有し而して既に古代哲學に完全なる明晰さを以て現出せる一般哲學的思惟並びに考察である。

第十八世紀の經濟學者が、フランソア・ケネーといひアダム・スミスといふが如き思想家が、經濟生活の自然的法則を研究せしとき、彼等は舊き哲學的傳統の作業、自然的秩序の觀念は世界の全建築の根底に存すると思惟せし作業を祖述展開したのである。然るに此關係に於ては、經濟的思想は古代の二大思想家即ちプラトン Platon とアリストート Aristotle とには交渉がなく、實にヘラクリト Heraclite の足跡を辿れるストア派に結びついてゐるのである。

「*ἡ νόμος*」に對する熱心で滿された一哲學者は、一般に *αὐτῶν* に賦與されてゐた有ゆる力を之に賦與することを敢てし、かくて其前には他の人々がたじろ

三

(1) loi  
(2) nécessité



いでゐた νόμος と εἰρημία との間の深淵を埋めたのである。νόμος の觀念に最上の表現を與へ而して此の如くにして思惟の將來の事業に道をつけた哲學者はヘラクリトである。彼は自然をば人が其中で束縛せむと欲した人間的法則から解放することを眞面目に考へた。ヘラクリトは、法則をば神の指定乃至示唆と考へてゐた古き思想を利用して——新時代と調子を合はして法則を漸次人間化しつゝあつた民主主義とは反對に——有ゆる人間的法則をば唯一の神性的法則に集中し、民衆的諸神の多數に代へて、彼の唯一にして全能なる神を造り上げた。是に於て宇宙は、創造的にして調整的なると同時に發動的にして強制的なる原理たる彼の νόμος を有する唯一の大なる πόλις となり、かくて法則の不可缺なる二要素を綜合するに至つた。ヘラクリトと同時代の他の哲學者等が世界の秩序及び其原因に關して同様の思想を懐いてゐたといふことは我々の現に有する資料によつて立派に單純に否定し得ざることであるが、それは問題ではない。ヘラ

(3) nature  
(4) cité

クリトは他の人が纔に瞥見せしめたるに過ぎざるものに適當せる名稱を與へ……而して此の如くにして、漠然たる直觀を鞏固にして確實なる表象となした功績を有する。(註II)

(註II) Rudolf Hirzel, Themis, Dike und Verwandter. Ein Beitrag zur Geschichte der Rechtsidee bei den Griechen. Leipzig, 1907, s. s. 392—394.

ストア學徒は、法則によつて支配される ((Cosmos)) 「宇宙」の思想の元氣な有力な宣傳者であつた。而して「ヘラクリトより來れる此思想の傳播に就て我々の負うてゐるのは誰よりも多く、彼等に於てある」。面白い事には、ヘラクリト其人に於て「自然法則」を造り出せし法律哲學は、場合によつては、保守主義の動力にも従つてゐる。實際此思想は、其後代の發展に於ては、素直にあらゆる社會的政治的内容を受け容るる便利な鑄型となつてゐる。思想學の歴史に於ては、而して特に階級的乃至政治的の社會的特定利益の見地よりする之が

解釋に關する場合には、人が觀念の構成に於て次の如き二要素を見出すことを見落してはいけない。即ち一は形式と稱し得るものであり、他は内容と稱し得べく觀念的社會的內包たるものである。故に「自然法則」なる鑄型は、貴族主義的乃至民主主義的、保守主義的乃至革命的といふが如く、最も多種の内容を「神聖化」し得べきものである。

一方に於てはヘラクリト及びアリストトと他方に於てはストア學徒とは彼等の自然法則の理解方法に於て本質的に異なることを指摘することが肝要である。ヘラクリトは自然法則の構成に到達するが爲めに自然の一事實から出發し或は寧ろ之に従ひ、人間的理性の命令を之と和解せしめてゐる。こは、また、アリストトの傾向でもある。(註三)之に反しストア學徒は、及び其以前に於ては、<sup>ソフヂスト</sup>詭辯派は、理性の命令を出發點とし、之をきつぱり自然的事實と對抗してゐる。」

事實、ストア派の、經濟的思想に影響せることは、其經濟的觀念によるに非ずして其哲學の一般的組織によつてゐる。(註四)

(註三) 此問題に關しては、<sup>ス</sup>キミア・ヤー・マンナー David-G. Ritchie の Natural Rights. A criticism of some political and ethical conceptions, London, 1895, p. 27-33. に於ける正確なる注意を要す。

(註四) Cf. Rudolf Eicken, Geschichte und Kritik der Grundbegriffe der Gegenwart, Ite édit., Leipzig, 1878, p. 115 et S.;  
Eduard Zeller, Die Philosophie d. Griechen, II, I, 4e édit., Leipzig, 1909, 特<sup>ニ</sup> les porges 150 et S.;

Hirtzel, Untersuchungen zu Ciceros philosophischen Schriften, II Theil. Erste Abteilung Die Entwicklung der stoischen Philosophie, Leipzig, 1882. Cpr. aussi: Wilhelm Hasbach, Die allgemeinen philosophischen Grundfragen der von François Ansenory und Adam Smith begündeten politischen Oekonomie, Leipzig, 1890. 古典經濟學の哲學的基礎の歴史的説明を與へた功績はハスマンに歸すべしである。但し、「自然的經濟學の根底の一たる近代自然科學は彼には脱けてゐる。」

ストア學徒は主張する。凡ての存在物は絶對に、宇宙の根底となれる一般的

法則に依存すると。凡てが支配される此普遍的法則は、同時に、自然の法則、理性の法則及び道德的法則である。自然的法則乃至道德的法則、自然乃至理性の一致はストア哲學固有の觀念であり最も特徴的な觀念である。」

吾人は此觀念が凡ての世紀の經濟思想に其特性を刻みつけたと言ひ得る。

ストア學徒は特に倫理問題に興味を有してゐた。(其宇宙論は彼等の創唱に係るものではない。) 彼等の體系に於ては、自然的要素に従屬せしものは道德的要素ではなくて、反對に、自然的要素に優越せしものは道德的要素であつた。

〔其結果、常に一般に國家及び人間的諸關係がストア學徒によつて自然的秩序たるもの、「宇宙」の現象として考へられたるのみならず、亦實に、彼等は宇宙「コスモス」をば、一國家の姿、あらゆる關係が唯一の意志によつて規律さる一秩序の姿、而して一社會の組織に髣髴せる姿に於て考へてゐたのである。此體系よりして直接に、常に成文法に先在するのみならず亦價值に於て之に優

越せる自然法の學説が出て來る。此自然法の學説は人間の活動を規律する優位的規範の一全體として考へられ、多くの世紀に亘つて人類の法律的精神を支配した。而して現代に於ても、近代の法律學が此學説を動搖せしめむが爲めにゆるる努力を爲せしに拘らず、尙存在してゐる。併しながら自然法の否定も亦舊き哲學的傳統たることを指摘しやう。此否定は詭辯派に淵源し、而して、我々は、エピクロス派がストア派と異なりて、先に示せる如き意味に於ける何等の自然的法則をも自然法をも認めざりしことを見る。

エピクロス派に取りては、自然法は普遍的道德的法則ではなかつた。それは單に我々をして他の人々を害せざらしむべく、又我々に對して他人を無害のものたらしむべき契約に過ぎなかつた。法は皆契約乃至同意に基くものであり、それは常に約束的である。従つて凡ての法は我々が現に「成文法」と稱するものに外ならない。

## 二 グロチウス、ロツク及びケネーの自然

### 法則觀

自然法則及び自然法に關するストア派の思想は、羅馬人等により、シセロン Cicero により、羅馬の法學者等によつて再び採用された。羅馬の法學者から中世の基督教的哲學者に傳つた。(註五)

(註五) R.—W. Carlyle and A.—Z. Carlyle, A history of mediæval political theory in the west, vol. I. Edinburgh and London, 1903, p. 145: It is evident, we think, that under some difference of phraseology the Fathers are really carrying on the same theory as that of Stoics as represented by Seneca

我々は考へる。いくらか言ひ方を違へて、長老等が、セネカによつて代表されてゐるストア派の理論と同一の理論を祖述してゐることは明かである。

其影響は文藝復興期と其後の時期に於て特に大であり又著しかつた。ストア派の思想は、獨立の科學と看做された自然法學の創設者たるユীগ・グロティウ

ス (Hugues Grotius) を鼓舞したのであつた。後に至りロツクはストア派の遁世的思想、此世界の現實より遠かり居たりし思想を地上におり立たせた。ロツクに於ける自然法の主要觀念は所有權<sup>プロプリエテ</sup>特に勞働によつて獲得された所有權の觀念であつた。此思想はロツクの社會的境遇と照應してゐた。(マルクスの語法の表現によれば、彼の社會階級に照應してゐた)。彼は新たに生れて、獨裁君主國家の軛の下から解放された勞働的有産者、第三階級の代辯者であつた。ロツクは政治的社會的個人主義の父であり、國家不干涉説の創始者であつた。彼によれば國家の職分は所有權と自由との保護だけに限らるべきものである。(註六)

有ゆる中間的學者によつてストア派から借りられた舊き哲學的思想の公式を再び採用して、ロツクは、英國の中等階級の爲め其自由と財産との防護を確かむべき社會的合法的組織<sup>レッシュ</sup>に對する彼等の憧憬を表現した。彼は應用經濟學の諸問題を取扱へる若干の特殊の述作を残した。併しながら、彼の自然權は尙未だ

經濟生活に於ける、自然的法則の觀念の眞の適用ではなかつた。我々が此の如き適用を見出すのは、唯自然法則學徒に於てであり、特に此學派の創立者にして宗師たるフランソア・ケネーに於ていある。

(註六) Hasbach, loc. cit., p. 53.

然るに彼の思想の根底には、道德的法則と自然的法則とは同一的であるとなすストア派の舊き觀念が横はつてゐる。予が既に説明せし如く、ケネーは始めて自然的法則と自然權との觀念を經濟生活に適用したのである。自然法則學徒以前の自然權の學説は、個人に對する宗教的政治的自由の要求ポスチユラーを含んでゐたのであるが、自然法則學徒迄は何人も、世界の自然的秩序の一部を成す自然權の要求たる限りに於て、經濟的自由の觀念を完全なる明晰さを以て表明したことはなかつた。

ケネーは自然權をば次の如き仕方て定義してゐる。

「人の自然權は、漠然と、人が自己の享樂に適する事物に對して有する權利と定義され得る」。(註七)

(註七) Quesnay, Oeuvres, édit. Oncken (Francfort-sur-Mein et Paris, 1898,) p. 359t l'article: Le droit naturel.

ケネーは自然權には、「適法」レジティム權を對立せしめる。人々の自然權は、適法權乃至人間的法律により與へられたる權利とは、次の如き點に於て異なつてゐる。即ち自然權は理性の光によつて明白に認められ、此明白性のみによつて、何等の強制からも獨立して義務的オブリガトアールたるものである。之に反して、成文法により限定されたる適法權は、法令中に述べられた單純なる指示によつてのみそれを知る如き場合に於てすら、違反に對し此法令の制裁によつて課せられたる罰の理由によりて義務的たるものである。(loc. cit., p. 365)

ケネーは、造物者の意志の表現たる、世界的、自然的、不變的且完全なる秩序の存することを考へてゐた。其幸福が造物者の意志と照應せる人間といふものは、此世界的秩序を認識し、且つ之に於て自己に有用なるものと有害なるものとを辨別することを得る。絶対に完全なる世界の秩序の中に於て、人は彼に

最大の経済的利益を齎し得るものと、損害を惹起し得るものとを認識すべきである。彼は前者を利用し、後者を回避すべきである。ケネーは此の如く、人間に最も有利なる経済的秩序と世界の一般的秩序とを緊密に連絡させてゐる。彼によれば、國家は自然的秩序と矛盾せる成文法を廢止すべきであり、又自然的秩序を公布すること他の語を以て言へば之を成文法となすことを要する。かくてケネーは全然ヘラクリトとストア學徒とによつて造られた觀念の領域に位置し、始めて經濟生活に於ける之が適用をなして居る。

### 三 ケネー、スミス及びベテイの倫理的自

#### 然主義と自然科学的自然主義

此思想の根本的矛盾は明白である。それは、自然的法則の觀念と道德的法則の觀念との素朴的混同である。此兩法の一致の觀念は形而上學界に於ては可能で

ある。而してケネーに於ては、それは、ストア學徒の形而上學と異なる、或る形而上學說から出てゐる。(註八)

(註八) Cf. Benedikt Guntzberg. Die Gesellschafts und Staatslehre der Physiokraten, Leipzig, 1907.

本書に於てはケネーの學徒はマルフランシエの哲學と結びつけてある。

然るにケネーの欲せし經驗的秩序に於ては、此二觀念の同一視は意味がなくなつてゐる。併しながら、或る道德的理想——完全なる經濟的自由の理想——の自然的法則への變化は、一世紀以上に亘つての經濟的思想の根本的題目であつた。アダム・スミスも亦此思想の魅力に惹きつけられてゐた。

自然法則學徒に無關係な社會學的心理主義によつて特徴づけられたスミスの思想と、ケネーの思想との差異を斟酌して、吾人は、經濟的過程の内容に於て彼等に共通なる基調を確認する。而して予は之をば「自然主義を装へる道德主

「義」と呼ばむと欲する。ケネーとスミスとの経済學は倫理學の胎裡に發生したものである。

然るに經濟學は他の一根底を有し、經濟的思想中には他の自然主義があつた。それは、謂はゞ第十七世紀に於ける自然科學の發達によつて啓示され培養されたものである。

此自然主義は特殊の一經濟學派——例へば倫理的な自然主義の如き——に於ても、文献上劃紀的な異常の主要性を有する著作に於ても化身することがなかつた。簡單に言へば、それは、それがケネーをも、それが「富國論」をも有しなかつた。それはベーコン、ホッブス、王立協會及び自然科學の精神と實驗との隆盛を見た時期に淵源する。其最も特徴ある代表者は確かにサー・キース・ペテイであつた。彼は醫師であり、發明家であり、又事業家であり、獨占者であり、政略家であつた。王立協會の創立委員にして其副會頭であり、統計學の創設者の一

人と看做されてゐる。

彼の行き方は、思想を以てするに非ずして、數學を以てしたのであつた。彼は抽象的思想を蔑視し、宗教的信仰に對して冷笑的態度を取つてゐた。彼は宗教の如何を問はず、英國々教たると公教たるとカルバン教たるとを問はず、其積りになつてお説教が出来るかと自信してゐた。ペテイは數學と金錢とののみ信仰を有した。(註九)

(註九) 近代専門家の意見によれば、ペテイは頗る下手な數學者で、計算もまづかつた。(Ol. V.O. Borkevitoh, Conrads Jahrbücher, III Folge, Bd 83.)

併し、ペテイの個人的能力、及び、彼が傾向してゐた推論の種類の具體的適用の評定は、經濟學に於ける心理的數學的自然主義の最も特徴ある代表者としてのペテイに關する我々の判斷には何等の影響をも與へ得ない。

理論に於て、彼は絶えず算數計上を事とし、實際に於て、彼は常に勘定し「貨殖の道」を知つてゐた。貧しき職人の子として生れた彼は、富貴の中に歿した。

ペティは資本家の合理主義の生ける化身であつて、其信仰は數學と蓄財との外にはなかつた。彼は、其主要なる經濟學的述作の一つの序文に於て、自己の方法的刷新を誇らしげに説いていふ。「予が茲に用ふる方法は尙未だしかく慣用されてはゐない。蓋し、比較級、最上級の語や智的斷定を用ふる代りに、予は數度量衡用語で了解し、感覺的斷定のみを使用し、自然の中に可見的基礎を有する諸原因のみを考察せむと決心したのである。」(註一〇)

(註一〇) (The method I take to this is not yet usual; for instead of using only comparative and superlative words and in telloctual arguments, I have taken the course... to express myself in terms of Number, Weight, or Measure; to use only arguments of sense, and consider only such causes have visible foundations in nature...)) Political Arithmetick... by sir William Petty, late Fellow of the Royal Society, London, 1690. D'Après l'édition The Econ. Writings of sir W. Petty, edited by Ch.-H. Hull, Cambridge, 1839, vol. I, p. 244.

學者達は、スミスより前なるのみならず、ケネーよりも前に生きてゐたペテ

イが果して經濟學の創設者と看做され得るや否やを知らむとするの問題をあげつらうてゐる。が併し、此議論は無用である。そは兎に角、何と考へて見ても此時代に自然科學より社會科學へ越きつゝあつた有力なる思潮を最も多くの輝きと彩りとを以て表現せしものは實にペティ其人であつた。ペティはトーマス・ホッブスの直參の門下であり、アイザック・ニュートンと同時代の年輩者であつた。人或は言はむ。二人の醫師、即ち理想家的形而上學者たるケネーと數學家的經驗論者たるペティとが、一は倫理學に向ひ、他は物理學に越いたのである。しかも、此二個の潮流は、合理主義即ち「宇宙」を洞察し、之に於て、生ける自然と死せる物質との諸法則と等しく心靈現象の諸法則をも發見し得べしとする理性の力の信仰の世紀たる第十八世紀に於て其活躍の驚くべきものありし理智的生活を満したものである。



## 四 ヘンタム、サン・シモン及びカール・マルクス

佛蘭西大革命の時、此合理主義は批判の時期を経過した。これが其最初の史劇である。そは信仰と輝かしき希望とに満ちた生活にはいつた。然るに、そは、やがて其信仰と希望との薄れゆくを見た。

合理主義の此深刻なる動搖と次で起れる幻滅とは、之と全然反對なる一思潮を發生せしめた。理性の代りに舞台上に上されたものは組織的原理であつた。個人主義~~主義~~に向つては國家主義の原理を對抗せしめ、理性に對しては權威の原理を高調した。それは第十八世紀の合理主義に對する浪漫的反動と緊密の關係に於て生れたる歴史派である。

歴史派の思潮は、社會的反動の所産なるが故に、新しき従つて革命的なる思想を以て人心を豊かならしめた。そは人間思想の歴史に於ける頗る重要な旋

回である。世界に關する新たなる觀念の到來は確かに突如たるものではなかつた。此觀念の構成要素は既に存在せし所なるも、而もこれらの要素を合體して一體系に接合する力の發生したのは、殆ど急遽なことであつた。嘗て既に、合理主義の胎内そのものに、主として過去との不調和を意味する進化が行はれてゐた。ヘンタム其人に於て、急進主義は自然權の思想と絶縁した。(註一)

自然權を否定せるヘンタムは、併しながら、個人教育の力及び合同教育と立法との力を信じてゐた。(註二)

(註一) ((A great multitude of people are continually talking of the Law of Nature, and then they go on giving you their sentiments about what is right and what is wrong: and these sentiments, you are to understand, are so many chapters and sections of the Law of Nature.))

「極めて多數の人々は常に自然の法則を云々しつゝある。而してそは、彼等が正しきものと惡しきものとに關する彼等の感情を君に與へむとするのである。君はおわかりと思ふ。これらの感情は即ち自然の法則に關する多くの章節である」と云ふのである。Introduction to the principles of morals and

legislation (千七百八十年に印刷され、千七百八十九年に始めて公にされた)。The Work of Jeremy Bentham published under the superintendance of his executor John Bowring, vol. I, Edinburgh, 1873, p. 9.

(註二) Cf. per exemple ((Principles of penal law)(in fine):((By good laws almost all crimes may be reduced to acts which may be repaired by a simple pecuniary compensation, and that, when this is the case, the evil arising from crimes may be made almost entirely to cease)) Works I, p. 580.

例へば「刑法原理」を参照せよ。其末段に次の文句がある。「良法により、殆んど凡ての犯罪は、單なる金銭的賠償によつて回復され得べき行爲に化せらるべく、而して、それが事實とすれば、犯罪より起る害は殆んどやむであらう。」(全集第一卷、五百八十頁)。ベンタムの人物は彼が人間思想に及ぼせる影響によつて全く驚嘆すべきものとなつてゐる。

W そは、合理的社會主義の基礎たりし思想であり、又一般に社會主義の學理上の樞軸を成す思想である。然るに正に社會主義と共に、吾人が先に其發生を確認せし、之と全然異なる他の一思想が現出した。思想の歴史に於て吾人は不

思議なる近親關係を見出すのである。よしそれが逆説と見え得るとしても、所謂科學的社會主義たる社會主義の最も發達せる形態が、革命思想と反動思想との結合によつて生まれた「子」たることは、争へない史的事實として正確なものでなければならぬ。反動の創造的思想によつての革命の創造的思想の受胎作用は、二大社會主義者即ちアンリー・ド・サン・モシシ及びカール・マルクスの精神に行はれたものである。サン・シモン(註三)は科學を信じてゐた。此點から言へば彼は第十八世紀の人であつた。然るに、第十八世紀の經濟學の根本思想たる自然的秩序が、世界的普遍的となる迄に擴大せる權利と正義との觀念として通つてゐた時に於て、彼は此權利と正義とは無關心の態度を示してゐた。サン・シモンは個人が其主體たる自然權の觀念に代ふるに秩序 ordre と組織 organisation との觀念を以てした。

(註三) 獨逸の學者フリードリッヒ・カントン Friedrich Muehle の「Henri de Saint Simon. Die

Persönlichkeit und ihr Werk」(Leipzig, 1908.)といふ大著に於ては、多くの異種類の比較が爲されてゐるが、恐らく最も肝要なところが缺けてゐる。即ち、サン・シモンの思想と神政派の思想との關係、他の語を以て言へば、サン・シモン派學說の反動的根源に就ての指示が缺けてゐる。之に反し、其關係は、フンリー・ミシエルの「L'idée de l'État. Essai critique sur l'histoire des theories sociales et politiques en France depuis la révolution」(3e édit., Paris, 1898)には極めて手際よく示されてゐる。ミシエルはルソー・ギエの門下であり、彼のサン・シモンに加へた批判は其師の影響を受けてゐる。ド・メストルのサン・シモンに及ぼせる影響に關しては、サヨール・ヤヌ・エイル George Weill の「L'École saint-simonienne」(Paris, 1906)を見よ。又コトネルマン Cogordan の「Joseph de Maistre」(Paris, 1894, p. 202)には「メストルなかりせば、サン・シモンは其體系中に於て認めたる廣き領域を宗教に與ふることはなかつたであらう」といつてゐる。

「第十八世紀の作業と第十九世紀のそれとの間には、十八世の有ゆる文献は、社會組織の破壊を目的としたのであり、十九世紀のそれは再び社會を組織することを目的とするだらうといふ差異が存するであらう。」(註四)サン・シモンは、破壊的批判的時代と創造的組織的の時代との對照を始めて指示すべき使命を有

したのであつた。

(註四) Œuvres de Saint-Simon et d'Enfantin, t. XI, p. 195 (Œuvres de Saint-Simon, t. XI, Paris, 1876. Mémoires sur la science de l'homme, œuvre posthume).

サン・シモンが、權利と正義との觀念を捨てて組織の思想に致せる此選擇は何によるものであらうか。此點が明かとなれば何等の疑問も生し得ないであらう。サン・シモンは神政派即ち佛蘭西の反革命派に左袒したのである。個人的理性の任務に對しては、ジエフ・ド・メストルを筆頭とせる神政派は、超合理的超個人的の力の作用を高調した。自然權乃至合理的秩序の觀念を有する十八世紀の個人主義及び合理主義との論戰場裡に於て、非合理的組織的發展の觀念人間的理性に優越し支配する事件の自發的進行の思想が形成された。然るにサン・シモンに於ては、此組織的觀念は尙未だ合理主義と結合してゐる。サン・シモンが、同時に、第十八世紀の合理主義者の門下たり又第十八世紀末第十九

世紀初頭の反動主義者の同志たりし事實が若干其因をなしてゐるのである。(註五)

(註五) サン・シモンの體系に於ける機械的乃至唯物的合理主義と權利思想に對する無關心との結合は、ルノーギエーによつて位強く指摘され、知らされてゐるのはない。

彼は、フリーエーとサン・シモンとを比較し、夢幻劇的想像によつて造られた空想の驚くべき混淆によつて困惑されないで哲學的特性を抽出することを要するフリーエーの組織コンストラクシオンに於て意志の自由により演ぜられたる役目を指示した上で、次の如きことをいつてゐる。「人は、進化論的傾向が或は純然たる形而上學に於て或は自然科學の一般性に基く思辨に於て造り出せし凡てのものに直接反對なる思想の體系及び假説の秩序を認むることを強ひられた。此對照はフリーエーの思想とサン・シモン及び其同時代人の思想とを比較する時には有り得べき最大なものである。平民階級の思想家達が自然の眞理の正しさを主張せむとせし諸種の運動に引きかへて、少しの科學智識を鼻にかける自稱貴族的天才は、我々を誘つて、物理界の唯一の法則によつて道徳界を説明せむと試みた。引力は常に大なる原動力である。然るにそれは物體の重量及び其他の物の重力を惹起する物質の特性と化し、ニュートンの法則に従つてゐる。此種の濃厚なる唯物主義が何等の宇宙進化の公式の研究にも適せざるは明かであるが、唯、因果界に於ける普遍的發展の抽象的概念の構成には好都合である。而

して此發展の根本的要素と決定的要素とは専ら機械的にして唯一の法則に支配さるゝが故に、無限の時空に於ける宇宙の或る部分や或る出來事を運動の永久的一般的方程式の與件として現はさしめるものである。サン・シモンが恐らく其時代の或る學者等より學べる此見地は、數人の現代學者や哲學者等の尙好んで取る所であり、深く考へずとも、互に接近せる二個の見解の論理的歸結なることが窺知される。即ち、第一、最初の乃至最終的事物、最初の乃至最終的原因の機械的本性觀であり、第二、必然的且つ持續的に有ゆる力を支配し、有ゆる現象を決定する數學的法則の存在觀である。サン・シモンの示せる如き思想は一點に於ておかしなものである。それは物理界の力と法則とを過度に單純化し、これらを重力と其法則とに化せしめむとすることである。實證哲學の副將が、思想の根柢を明かに拒否したとは言へないまでも、矯正せる缺點を除けば、過度の一般性によりて不確定的となれるに拘らず其原理に於ては明瞭なる此種の唯物的數學的進化説は、其後に於ても亦第一原因の問題に對し科學的方法を慣用する多數學者の態度を表明するものでなければならなかつた。要するにそれは實際有名なる公式に現はされたラプラスの思想に外ならない。」(Ch. Renouvier, *Esquisse d'une classification systématique des Doctrines philosophiques*, t. I, Paris, 1885, p. 168—170.)

尙すつと先には又、こんなことをいつてゐる。

「サン・シモン主義と實證的政治學とは、一見、義務の道徳を教ふるかに思はれるのであるが、決し

て、さうではない。理性の義務、正義及び権利は、サン・シモン及び彼から出でたる學派の思想中には何等の地位をも有しない。彼等の思想が上層階級に義務として要求するものは献身であり、下層階級に要求するものは服従である。彼等の思想は凡て是れ反動の所産である。反動とは即ち佛蘭西革命の直後に於て、かの専ら情熱と秩序とに囚はれぬたりし多数の思想家を導いて、自治、自由及び自然権の思想の抛棄といひ、將又中世の理想をば典型とする高壓的政府の復権及び模倣といひ、學者の判決により置き換へられむとする信仰といはむが如きことに就かしめたものである。」(Renouvier, loc. cit., p. 457)

ルノーギエーの此判断は教理的興味を興ふるのみならず亦歴史的興味をも興ふるものである。ルノーギエーはサン・シモンの教説の直接的影響と魅力と、即ち催眠的とまでなつてゐた影響を受けた時代の人である。「當時予はサン・シモン派の教説に夢中となつて傾倒したものである。授業時間中予は(Globe)を讀んでゐた。人間の信仰は全く更新されつつあり、智識の舊き根據と書籍の山とは既に全價値を失ひ、特に哲學と稱せられしものは一として組織的眞理を包含することなく、科學と社會とは、予の屬せし時代の期間に於て、人類の全員が賛同せざらむとするも能はざる一の啓示された案に妥當する如く、アブリオリに再建さるべき時期に際會してゐる。」といふが如きことを予に信ぜしめた。」(Renouvier, loc. cit., t. II, p. 358, Paris, 1886)

予は繰返していふ。サン・シモンは科學と其の創造的の力とを信じ又同時に

勞働乃至産業の創造的組織的の力をも信じた。彼は經濟的事實の原本的重要性を確信した。一言にして盡せば、サン・シモンは唯物史觀の創唱者であつた。次の事實を常に腦裡に銘記するを要する。即ち、史的唯物論は、其心髓に於ては第十八世紀精神に對する反動の所産なりしことは是れである。そは、第一に合理主義に對する組織的觀念の反動を、第二に、政治主義 Politicisme に對する經濟主義 Economisme の反動を表はすものである。尙また、サン・シモンは、其宗教的時期に於ては、權利と人間的正義との思想に對する感情と宗教との反動を代表してゐた。(註六)

(註六) 此點に關しては、次の文句は極めて特殊の意味がある。「歐洲の全民衆が引き入れられてゐる恐慌は一般的思想の不統一といふこと以外には原因がない。文化の状態に適合せる一學說だにあらば、凡ては秩序に復歸し、歐洲諸民族の共通の訓練は自ら回復され、而して、既得の智識に適合せる訓練の聖職者は諸國民諸王の野心を制して、直ちに歐洲の靜謐を回復するであらう。」(Mémoires sur la science de l'homme, p. 303—304).

マルクスは、其史的綜合に於ては、謂はゞ全然サン・シモンのおかげを蒙つてゐる様なものである。(註七)

(註七) 此事はポール・マルトによつて始めて極めて明瞭に、Comrads Jahrbücher, III Folge, Bd XI の中の Die sogenannte materialistische Geschichtsphilosophie を題する彼の論文に於て、次では、彼の著書 Die Philosophie der Geschichte als Sociologie, I. Einleitung und Kritische Uebersicht, Leipzig, 1897. に於て説明された所である。

然るに、サン・シモンに於ては、彼が佛國神政派の影響を受けたのにも拘らず、尙、多くの合理主義的要素が見出され、サン・シモンと其門下とは、尙理性が社會を組織立て得ると信するのに反し、マルクスは、彼の觀念に於ては、全然理性を消滅せしめ、謂はゞ之に決定的の暇をやつてゐる。「人々の存在を決定するものは意識ではなくて、彼等の意識を決定するものは存在である」といふ有名な公式は合理主義の完全なる否定を表はしたものである。マルクス主義とは、それは佛國神政派の公式であり、従つて、一般に、實證主義、無神論、

急進主義の言葉に移された反動的歴史派の公式である。理性に暇をやつたマルクスは革命主義者社會主義者であつた。而して彼は社會主義に根據と辯明とを與へたのである。マルクスに取りて、社會主義が歴史の超合理的超個人的なる力の所産たるは、猶、他の社會形態(君主政治及び教會)が反動主義者等に對して然ると同一の理由によるものである。反動主義者が過去と現在とを歴史的に辯明せむと欲したのと等しく、マルクスは新たなものと未來とに史的辯明を與へむと欲したのである。若し、一方、ゴドキン Godwin、トンプソン Thompson、ホッヂスキン Hodgskin の如き組織的歴史主義の影響を受けざりし社會主義者の議論を検するとき、吾人は、彼等が自然法則、自然權を信じ、人間的制度を信せず、有るが儘の組織を信せざりしことを知る。(註八)

(註八) アントン・メンガー Anton Menger 著 “Das Recht auf den vollen Arbeitsertag” の英譯の序説として書かれたエッチ・エヌ・フォックスネル H.S. Foxwell の「英國社會主義思想史」を参照

中。トドキンに就ては、エリー・レンギー Elie Halévy 著「哲學的急進主義の形成第二卷」La formation du radicalisme philosophique, t. II. ホッサスキンの就ては同氏の優れたる論文 Thomas Hodgskin (1787.1869), Paris, 1903 を見よ

個人を支配する集合意志によつての社會組織の思想が彼等に没交渉なる所以はそこにある。近代語に表現するとせば、彼等は平和的無政府主義者であると云ひ得やう。サン・シモンとマルクスとの問題の考察法は之と異なつてゐる。彼等の社會主義は正しく、集合意志による社會組織の思想、社會の完全なる合理化の思想、社會的機能の絶對的指揮の思想である。然るに此の社會の合理化其者をば、マルクスは自然的組織的發展の潮流中に入らせてゐる。此合理化は此發展以上のものでなく、其中に在りとするのである。合理物は夫自身史的範疇となつてゐる。かくて、それは非合理物と同一列に置かれ、同一系列中に存積する。此事實よりして、合理物と非合理物との二要素は、接近同化されてゐる。合理物の史的範疇への此變化は、同時にマルクス主義の強味であり又弱味であ

る。マルクス主義は何等の欲求された變形と雖も之を史的に正當化し得る。實際、形式的見地よりすれば、革命主義の原理に與へられた史的憑據は、保守主義の原理に與へられた史的憑據と等しく明確なものである。社會主義の史的證明に對しては、之に對する史的懷疑主義を對抗せしめ得る。而して此論争に於て最後の決を與ふるものは、事實である。事實のみである。合理物は、其の史的範疇への變形によつて、合理物としての價值を減ずる。マルクスの社會學的觀念に基ける社會主義の根本的矛盾の存するのは其點に於てゐる。理性と道徳とを捨てたる唯物主義者マルクスは——第十八世紀を透して——唯物主義者ペティと握手してゐる。

## 五 「自然的」自由主義經濟學の消長と 自然法則

自然法則の觀念は、第十九世紀の經濟學大改造の期間に於て影が薄らいだ。此改造は、神秘主義と唯物主義との二方面に表はれたる史的潮流の壓迫の下に行はれた。此觀念の包含してゐた根本的矛盾が暴露した。それが恐らく最も明かに暴露したのは自由經濟派の理論的根據となつてゐた自然的經濟學の形態に於てである。此觀念は、其科學的弱點を暴露して之をして批難を受け易からしめたる反歴史主義と素朴自然主義とによつて誤らされた。ケネー Quesnay とスミス Smith からバスタア Bastiat とシュルツ・デリッツ Schultze-Delitsch に至るまでに、人類は夥多の經驗を獲、而して「自然的」經濟學は有ゆる形而上學から解放さるゝことが出來た。自然法則の觀念に固有の矛盾は、科學的商業により驅逐されたる此思想をして失脚せしめざるを得なかつた。實際、若し經濟生活に於て自然法則が行はれるとすれば、此法則と矛盾せる、法則に違反せる經濟的事實があり得ない筈である。而も、我々は、「自然的」自由主義經濟

學が、著書に、生活に、此の如き經濟事實と、不斷の鬭争を續けてゐるのを見る。自然法則の思想は、若し此法則と矛盾せる事實の可能と存在とを認むるときは、支持され得ないものである。「自然的」經濟學の素朴自然主義は、夫自身に、倫理學に對する無意識的の貢(義務)を包含してゐた。蓋し此主義に對しては、自然法則は義務の法則であつた。夫に従つて事物の行はるべき秩序を認識せしむる法則であつて、夫によつて事物の行はれる秩序を認識せしむる法則ではなかつた。或は寧ろ、そは此兩方でもあつた。

所謂ブルジョアの自由主義經濟學の失脚後は、自然法則を云々することが殆んど不都合な位になつた。一面、そは、經濟的社會的發展の學理的に唯一なる過程に於て、「自然物」としての或る關係或現象を抽出し、これらを現象の特殊な範疇として取扱ふ爲めの良好なる科學的方法ではなかつた。他面、經濟的自由主義に於てすら、無意識とはいへ、倫理的動機に基いてなされた「自然法



則」の宣言は、道徳的に失脚したのであつた。蓋し、それは、一時的性質を有するに過ぎざる或る形態及び關係を辯明し永續せしめむとする手段であり、「プールジョア」の辯護であつたからである。

さはいへ、「自然法則」の觀念は、經濟學より消滅し得るものではなかつたし、又、消滅し得るものでもない。近來續出する勞作に於て、此思想は絶えず再現してゐる。そこで、一の問題が提出される。曰く、専門家によつて彼の様に、貶され嗤はれた此思想は、眞理の一要素、闡明丹誠を試むべき重要な一眞理を包含してゐないのであらうか。我々としては、正しく然ることを信ずる。現時に於ては、經濟學と社會學との發展が十分「自然法則」の思想に含まれた眞理を抽出せしむべき手段を準備したことを信ずる。

## 六 自由主義及び社會主義と合理主義

此思想の史的意義はどうであつたらうか。それは、經濟生活を指導規律すべき權力の傾向に對する反動として生れて來たものである。權力の命令は「自然法則」に矛盾せる人爲的要素であつた。

此法則と合致し、之を抽出し、而して此事實其者によつて、社會經濟の或る理想的状態を實現するものは、實に經濟力の自由作用に外ならない。かくて、自由主義經濟學に於ける「自然法則」の思想は、他の思想、即ち、かの正しく經濟力の自由作用によつて實現され得べき、理想と實際状態との間の調和てふ思想の爲めに役立たされたのである。結局自由主義の理想の抱懷せる所は、合理物といひ、「義務」といひ、自然物必然物を以て設定さるべきものといふが如き事柄と、社會的經濟的過程に於ける諸物の不可缺的運行によつて生ずべき事

項との完全なる一致、言ひ換ふれば、此過程の完全なる合理化である。「合理物」"rationnel"なる語を、茲では、豫め設定された義務の觀念に適合するもの、人生の或る案に適合するもの、而して此案を實現するものてふ意に解せむとするのである。

最も完成された形態、即ち史的——所謂科學的——社會主義の形態に於ける社會主義は、「自然法則」を否定しつゝ、先に問題となつた經濟的自由主義の根本觀念を頌つてゐる。此社會主義も亦合理主義的思想と諸物の自然的進行との間の調和の可能なること、社會的經濟的過程の完全なる合理化の可能なることを假定する。尤も、社會主義の目論める此調和の設定此合理化の實現の爲めの實行方法は、自由主義の示唆するそれとは異なるのみならず相反してゐる。自由主義も其最後の論理的歸結にまで押しつむれば「無秩序」"anarchie"の信仰によつて特徴づけられ、原理上は無政府主義と同一である。此一致は、純

粹自由主義と真正個人主義的無政府主義と、例へばキルヘルム・フォン・フンボルト Wilhelm von Humboldt の思想とゴドキン Godwin 乃至ホッヂスキンの Hodgskin の思想と、或はスペンサー Spencer の思想とタッカー Tucker の思想とを比較すれば明瞭に現はれる。

純粹自由主義と純粹無政府主義との觀念學的一致はまた史的親近關係に於ても明かである。(註一)

(註一) 無政府主義者ゴドキン及びホッヂスキンを自由主義者アダム・スミスとの間の精神上の親近は一再ならず指摘されてゐる。無政府主義より發足せしゴドキンが、よく知られてゐる倫敦のブリシヨア雜誌エコノミストの編輯者兼主宰者として其生涯を終へたことは特殊の事實である。雜誌の編輯に於ける若き彼の同僚はハーバート・スペンサー Herbert Spencer 其人に外ならなかつた。エドモンド・メーク Edmund Burke、即ち英國の史的自由主義の天才的代辯者、グラッドストーン Gladstone の師にして其崇拜人物たりし此人が、其若年の頃、有ゆる社會組織に對する皮肉なる諷刺書を物せることも亦奇きべきである。而も、彼は極めて嚴肅な仕方て之を書いてゐるので、舊き無政府主義者等(ゴドキン……)も、新らしき無政府主義者(ネットラウ Nettan)等も共に無

政府主義の立派な證明として本書を引用してゐる。實際、抽象的自由主義と無政府主義とを分つものとしては、純然たる心理的な狭い溝があるのみであり、論理的には兩者は一致する。

社會主義は、社會的法規制定によるに非されば社會的經濟的過程の合理化は實現され得ざるものと思つてゐるのであるが、之も亦純粹自由主義（若くは無政府主義）の如く、此の如き合理化、此の如き調和の可能を信するのである。此意味に於ては、自然權に據る限りに於ての自由主義と、其觀念學的根據の如何を問はず社會主義とは共通の領域に立脚してゐる。

科學的經驗的研究は、次の疑問を提出しないで居られるであらうか。曰く、自由主義と社會主義とに共通な——社會的經濟的過程の完全なる合理化の可能の此信仰は如何なる根據に立つてゐるか。此信仰は科學的經驗的批判の前に證明され得るものであるか。

こゝで一の豫先的問題が提出される。即ち、科學的見地に於て、一般に、此の如き信仰を批判し得るかといふことがそれである。此場合に、信仰は經驗的根據なき單なる「希望」“*espérance*”を意味するに過ぎざるものであり、此希望たるや「希望」としては科學の前に何等の證明をも認定 *légitimation* をも必要としないのであるが、併し、將來の社會的經濟的關係が必然的に取るべき形態に關する場合には、この希望は實に過去と現在とに就てなされた觀察から生ずる一歸結である。此場合、信仰は一の科學的豫測 (*Pronostic scientifique*) を意味する。従つてそれは科學的批判に附せられ得るものである。

## 七 主意的二元論

自由主義的理想と社會主義的理想とをば現實の世界と對比すれば、吾人は、二個の理想に含まるゝ信仰が、科學的經驗的解剖に對して、證明されざること

を知る。形式的見地よりすれば、自由主義的理想も社會主義的理想も共に等しく實現不可能のものであり空想的である。社會的經濟的過程は、經濟力の自由作用によつても、或る權力或る權威の命令によつても、完全に合理化され得ないものである。

理論上、自由主義（無政府主義）と社會主義とに共通なる社會的經濟的過程の内容を特徴づける一元論的調和に對して、經驗的解剖は、唯一の可能なる科學的觀念即ち此過程の根本的內在的二元論の觀念を對抗せしめるのである。社會的經濟的過程の完全なる合理化の不可能は、人間に取りて死を免るゝこと不可能、若くはカントの與へたる意味を「聖性」なる語に與ふる場合に於ける（若くは論證されざる）ことである。そは、過去及び現在の經驗が我々をして有ゆる人々の死すべきことを信せしむるを見れば明かである。が併し、若し全然抽象的な仕方（カント）で推論

するとすれば、一般的人間の聖性の可能を納得すると等しく人間の不死の可能を考へ得るのは確かである。さはいへ、何等かの科學的推論に於ては、科學的豫測としても此可能を眞面目に考ふることは出來ない。そは智識の遊戲であり、夫以上ではない。

我々の説明する見地よりすれば、「自然法則」の思想は特殊の意義、新しき意味を獲る。確かに、科學的解剖に對しては、凡てが「自然的」である。従つて「人爲物」以外の「自然物」の存在を考ふることは認容されざる所である。我々の考察は我々をば「自然的」法則の他の内容に導く。而してそは次の如き短き公式に表現されるのである。社會的經濟的過程中には、二系列の現象があり、そは、各特定時に、或はより正確に言へば、考察をなす各瞬時に於て、本質的に彼此相異なるものである。二系列の一は合理化、言ひ換ふれば、某々主體の意志によつて指導され得るものであり、他は然らず、何れかの主體の何等の意

志にも従ふことなき自然の一要素に類似のものとして経過するものである。

## 八 主意的二元論と希臘及びエフ・ワードの二元

### 論この差異。ミル、ヒルデブランド、マルクス

一見、社會的經濟的過程の二方面に就ての我々の辨別は、かの自然 *vous* によつて與へられたる現象と、人間の意志に基く、命令、法律、慣習 *vous, lois* によつて造られたる現象とが存するとなす希臘哲學の舊き思想を再生せしむるに過ぎざるかに思はれる。

何の疑ひもなく、我々の思想も、其原初の形態に於ては、古人の試みた此區別に含まれてゐたのである。(註一)

(註一) 此の區別の問題に關しては R. Hizek 氏著 *Themis, e.t.c.* の諸處を参照せよ。

又同氏の著書 *voies et paros Leipzig, 1910* を見るべし。

さりながら、希臘學者の此區別と我々の觀念との間の差異——而も此差異こそ我々の觀念の主要點である——は、古代哲學者等が一般に社會的生活と人間的事件とを取扱ふに方り云々せし此「自然的」其者の内部に、我々が境界線を劃せむとする所に成立するものである。之に反し、古人は此境界線によつて彼等の「自然物」と「人爲物」乃至「設定物」とを分つてゐる。我々の觀念を哲學用語に表現するとすれば、我々は言ひ得るであらう。我々の區別は經驗的心理的世界 *d'ordre empirico-psychologique* に屬し、古人の爲せし區別は、之に反して、形而上學的實體論的性質 *caractère métaphysico-ontologique* (確かに、一の不可欠な論理的メタフィジクス小異がある)を有してゐた。他の語を以て言へば我々の區別は内インマニナル在的であり、古人のそれは超トランスサンダント越的である。

他面、我々の區別は、また、レスター・エフ・ワード Lester F. Ward が其「動的社會學」に於て「自然的」現象と「人爲的」現象との間に試みた區別とも

一致しない。ワードによれば、有ゆる現象は、先づ *les phénomènes génétiques* 發生論的現象と *les phénomènes téléologiques* 目的論的現象とに分たれねばならぬ。前者は常に物理的無意識の世界に屬し、増加の方法による無限小の變化と異動とを生じ、後者は常に意志 *un vouloir* (決意 *volition*) と之を惹起する欲望 *un besoin* (目的 *purpose*) とより生ずる心理的意識の世界に屬する。發生論的現象は更に二團に細分される。物理的機械的の力より生ずる非有機的現象と生命的乃至生物學的の力より生ずる有機的現象とが是れである。目的論的現象も亦二團に分解される。一は、*Conation*。「努力」の直接的方法によつて生ずる直接的現象であり、他は「努力」の間接的方法によつて生ずる間接的現象である。(註二)

「努力」*Conation* なる語を、ワードは、「有機體が其欲求を満足せしめむとするに方つて爲す努力」の意に解する。(註三)

(註二) Lester F. Ward, *Dynamic Sociology or applied social science*. As based upon *statistical Sociology and the less complex sciences*, second edition, New-York, 1902, vol. II, p. 105.

(註三) Loos, *cit.*, p. 95. 羅甸語の動詞 *Conari*より來れる「*Conation*」なる語は、*アーネン W. Hamilton* から借りたものである。

「努力の直接的方法の根底に存する根本的原理は、有情物の欲求が眞の自然力を構成するといふ事實に歸著する。」

「之に反し、努力の間接的方法は、一の全く異なる原理、新なる原理に基づく。頭腦と肉體的能力との進化的過程に於て、人は結局一定の程度ドケレに到達した。此程度に於て、意識は、現象の一般的法則の或るものを認識するの力と、かくて現象の所與の變更より出發して、之より生ずる次の變化を豫言し得るの能力とを獲得した。」

「それは、智的能力の最も單純なる表現である。而して此能力は、直接的方法より間接的方法への移轉を確保する新要素を成すものである。此轉移は、自然に

よつて行はるる其進化の道程に於ける最大飛躍の一を表はし、原形質(protoplasm)の發達以降の進化の過程に於ける最初の不調和を表はすものである。此時以來、生存の可能性は非常に増大し、有機的過程は極めて大なる度合で早められ得るのである。蓋し、有情物の世界に於て、成功は目指す目的の到達能力によつて決定され、智的要素は特に此能力を増加するが爲めに順應させられるものであるからである。直接的方法の場合に於ては、行爲は有機體の筋力の限界内に限られた目的の到達を以て満足することを要し、而もそは何等かの障礙の加はらざる條件付で達成し得るに過ぎない。最も微々たる障礙と雖も、之を除去することが個人の筋力以上に在る場合には、そは、彼の欲求の對象に近づくことを妨ぐる眞の往來止めとなる。新要素即ち「努力」の所謂間接的方法のおかげで光景が一變する。逢着する障礙は迂回的方法によつて超越され得る。「贏ち得られた方法によつて、偉大なる自然力は、障礙に對する抵抗の作業を

實行し、之を立派に征服すべく強要される。特殊の必要なる順應を以てせば、此方法により、現在、絶對に接近し難きものと雖も、將來に於ては確かに實現され得べきものとなる。普通、智的要素は一の力として示されてあるが、併し實際は力ではない。吾人は之を他の眞の精神力 *forces psychiques* と比較し得ない。これらの精神力は、直接的方法の場合及び間接的方法の場合に生じ、而も同一なる現實的作業を實行すべく呼ばれるものである。智慧 *L'intellect* はこれらの精神力を指導し、之をして最大効果を獲しむるものである。凡て此の如きことを實現する一般的過程は發明の過程であり、其所産其結果は藝術である。智的能力其者が發明能力と呼ばれ、其所産に係る現象が「人爲的現象」と呼ばれ得るのは、その爲めである。(註四)

(註四) *Loc. cit.*, p. 99-100.

「自然的現象は、凡ての發生論的現象と其上に凡ての目的論的直接的現象とを

包含する。人爲的現象の方はどうかといへば、それは目的論的間接的現象と一致し全然之と同一である。凡ての自然的現象は普遍的法則に適合する如く行はれ機械的公理に従ふものであり、眞の自然力は之が推進機である。これらの現象が科學的研究に適し、其結果が豫言され得、現象其者が、其根底に存する法則を同化せし理性的存在の意志のまにまに變改され得るのは、之が爲めである。人爲的現象は自然的現象の此の如き變改より生ずるものであり、理性的存在が自然的現象に加ふる勢力と指揮との結果である。人類によつて地球上に成し遂げらるる變改、理論的行爲なかりせば實現されなかつたであらう所の、而して一般に文明の力により創造されたものと稱し得る所の變改は、主として此の如き人爲的現象から成り立つてゐる。(註五)

(註五) Loc. cit., p. 105-106.

我々がレスター・ワードの説を繰述し來つたのは、我々の區別を對抗せしめ

かくて之を讀者に對しより明瞭なものたらしめむが爲めに故らに爲したのである。レスター・ワードは、目的論的間接的現象を論じ、而して之をば自然的現象と對立せしめて人爲的と稱するに方りては、人間對自然の關係より生じ、而して普通自然に對する人間の勢力と稱せらるるものの全體を形くる現象を目的としてゐるのである。

此の如きは、社會的經濟的過程に於ける二系列の現象を論ずる場合に我々の爲す區別と全然異なつてゐる。人間對自然の關係は、我々のいふ自然的現象の系列とは、後者が原則として全然合理化され得べきものであるといふ事實によつて區別される。人が自然其者を合理化し得ざるは明かであるが、人間對自然の關係は之を最後まで合理化し得る。かくて、我々の考ふる人間對自然の關係は——よしそれが如何に奇妙に思はれても——「自然的」の「種子」の一粒をも有しない。自然は、人間から獨立した「所興」として、之と對立し得るもので



あるが、原理上及び事實上、此所與、言ひ換ふれば對人間關係に於ける自然の獨立の度合は、計算され得るものであり、何等未知的謎語的のものを表はしてはゐない。「人間的主体」の自然との關係が原則として合理化に適するは、之が爲めである。蓋し、此等の關係の認容せる「非合理的」要素は或る既知的恒同的「所與」であり、吾人は之を容易且つ單純に合理案中に入らしめ得るものである。

人の知る如く、ミル Mill (註六) 及び彼の後には一層定言的にして明瞭なる仕方  
方でブルノ・ヒルデブランド Bruno Hildebrand (註七) が、人間對自然の關係に「自然的」性質を認めてゐた。ミルは、これらの關係をば、交換並に分配の法則と對立せしめて、「生産の法則」と命名した。

(註六) ミルは、控へ目に又可なり混淆せる仕方で此區別をなした。"Preliminary Remarks" を題する彼の序説は此區別で終つてゐる。

(註七) 彼の Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik の第一卷に於ける Die gegenwärtige Aufgabe der Wissenschaft d. Nationalökonomie を題する序説的の數論文を参照せよ。經濟的領域に活動する個人は理性を賦與されてゐる。が併し彼は自然が彼に與ふる力と恩恵のおかげで、無意識なる自然の裏境内に活動するのである。其物理的の方面によつて、人間は夫自身此自然の一部たるに外ならぬ。従つて經濟生活に於ける自然法則を云々する場合には、さうしても次の問題を明瞭に區別しなければならぬ。

(一) 人が經濟的領域に活動するの手段を得、而して、其物理的組織によつて彼自身所屬する無意識的自然、其不變的法則を有する自然は諸民族の經濟生活に決定的影響を有するであらうか。

(二) 經濟生活、言ひ換ふれば人々の經濟方面の行爲並びに活動は、自然法則に従ふものであらうか (loc. cit., p. 19)

第一の問に對しヒルデブランドは言ふまでもなく然りと答へる。第二の問に對して彼は否定によつて答へる。蓋し、第十八世紀の「啓蒙文學」は利己主義に於て自然的法則人間の行爲より出づる唯一の動力を見るが故に、此問に積極的應答をなし、而して此利己主義をば無意識的自然の活動力と同列に置いたことを認むるからである。(loc. cit., p. 20) 次にヒルデブランドは、永久的に恒同なる法則の力で運動しつゝある無意識の世界をば、勞働と自由とに基く文化、人類の完成を意味する文化を創造する進歩的な人類の精神生活に對立せしむることによつて、經濟學に於ける自然法則

の否定をなしてゐる。(Loc. cit., p. 145-146) 此斷定から、歴史派に於ける自然法則の否定が一の基礎と一の道徳的意義とを有することが明かになつて来る。歴史派が論戰を試みたる第十八世紀の「啓蒙文學」中に於て、同様に基礎と道徳的意義とを有したのは自然法則の肯定であつた。

「生産」の法則は人間の意志から獨立せるものである。之に反し、人間間の關係を包攝せる交換と分配との法則は人間の意志に依繫し、其作用を受ける。

社會的經濟的過程の完全なる合理的の可能を信ずる社會主義のミルに及ばせる影響の恐らく最も明かに現はれてゐる區別の根據は上述の如くである。従つて社會的經濟的過程は人間間の關係と化する譯である。

ミルも、勿論夫れ以上に其源泉たる社會主義も、社會的經濟的過程の合理化の不可能が正しく人間間の關係に存することを其場合閉却してゐる。人間間の關係は自然の現象と力との如く單純に「所與」にはあらざるが故に或る人間の主體によつて完全に測定され得るものでもなく支配され得るものでもない。マル

クスは人間間の社會的經濟的關係の此特殊性を認め、商品生産の拜物敎説 *le idole du fétichisme* に於て之を指摘した。マルクスの誤謬——而して、それは社會主義の「内在的」誤謬であり、一部分はそれにも見出される——は、社會的經濟的過程固有の特性即ち其根本的二元論に、彼が此特性をば「商品生産」の特殊性と看做したる所より、純歴史的性質を與へたことに存する。二元論は、社會の經濟組織の如何を問はず、有らゆる社會的經濟的過程を特徴づけるものである。「自然的」要素と「合理的」要素との現はれてゐる割合は社會の經濟的結構と共にでなければ變動し得ない。商品生産の發達せる經濟形態に於ては、「自然的要素」は、他の經濟組織に於けるよりは遙かに明かに現はれる。我々が述べ來つた所から、社會的經濟的生活に於ける「自然的」要素と「合理的」要素との境界は、我々の考へによれば、固定的恒同的の境界ではないといふこととなる。反對にそれは可變的であり、謂はゞ最後の點まで流動するものである。

此境界は、社會の經濟生活を其全體に於て考察する場合にも、特殊現象例へば貨幣及び價格を攻究する場合と等しく流動的のものとして現はれる。此境界は、謂はゞ社會進化の道程に於て移轉するの意味に於て流動的なるものと思はれる。尙、此事實は、社會的經濟的過程の部分的合理的の可能の肯定に論理的に包含される。人類が此過程の漸増的合理化に向ふことは疑なき所である。此意味に於ては、人類は社會主義に向つて進みつゝありと言ひ得たであらう。然るに、若し「社會主義」なる語に多少確定的の意義を附與する場合には、それは常に此合理化の方法中の一種即ち集團的強制の道による之が合理化の方法を表はすに過ぎず、尙、此方法に對しても、餘りに強大にして餘りに一般的なる一公式を示すに過ぎない。

W 我々の説明する社會的經濟的過程に於ける現象の二系列、即ち「自然的」乃至「有機的」系列と「人爲的」乃至「合理的」系列との區別は、經濟的思想並

びに經濟政策の思想の歴史に於て重大な役目を演じた。經濟的思想は常に殆んど此區別の周圍に牽引されてゐた。一面、經濟思想は、經濟生活の「自然的」要素をば、社會的經濟的過程其者の爲めに超越的の或る物に變じて、此區別を確定せむと試みた。他面、社會的經濟的過程の二元論をば、該過程の解放され得る如き「史的範疇」とし、一時的「非合理的」特性として表はし、以て此區別を超越せむと試みた學者があつた。

## 九 貨幣理論の變遷

經濟學的思辨の曙光にすら、社會的經濟的過程の根本的の二元主義が、貨幣問題の論議される機會に現はれてゐる。

貨幣なるものは、一主體の唯一な「目的論的」意志のみに支配さるゝ慣例的

制度なりや、或はまた、固有の自然法則に依つて決定さるゝ現象なりや。

こは、既にアリストット Aristote “を専念せしめた問題である。久しき以前より、人は、アリストットが此問題に對して單一の答解を與へなかつたことを認めてゐる。一方、彼は「政治學」に於て、其當時としては著しき明晰さと「完全」さを以て、貨幣の自然的起源と發達(註一)とを叙述し、他方、夫に劣らざる力を以て、「倫理學」と「政治學」とに、貨幣の「慣例的」特性契約的起源を高調していふ。「貨幣は固有の内在的價值を有せざる事物である。幻影である。合意によつて、人々はいくらも之を造り得る」。(註二)アリストットは、之と同時に、「政治學」の一節に於て、人々が貨幣を造る爲めに、夫自身效用を有する物を使用することを認めてゐる。是故に彼は貨幣に一の「内在的」價值をも賦與するのである。(註三)

(註一) I, 3 (9): ἐπιχειρήματα γὰρ γεινημένης βοήθειας τὰ εἰσάγεσθαι ἂν εὐδαίμων καὶ κτηνημάτων ἐν ἐπιβολῶν,

ἢ ἀναγκῆς ἢ τοῦ νομισματός ἐπιτοιοῦν χρήματα

(Ed. Teubneriana Post Sussemlihlin recognuit, O. Immisch, Lipsiae, 1909) 脚註(1)

(註二) Eth. Nic. V, 8 (Ed. Teubneriana Sussemlh-Apelte, Lipsiae, 1803): Τὸ νομισμὰ γέγονεν καὶ ἀσυνέτηκόν, καὶ διὰ τούτου τούνοια εἶτα νομισμὰ οὐ οὐ φῦσι ἀλλὰ νόμος ἐστίν.

Pol. I, 3 (9): πάλιν ἄλλοις εἰναι δοκεῖ τὸ νομισμὰ καὶ νόμος παντάπασιν, φῦσι, δοῦδεν. (ensuite il raconte la fable de Uidas.) 脚註(2)

(註三) Après le passage cité dans la note, il continue: «...οὐ γὰρ ἐν βασιτικῶν ἐκαστῶν τὰ κατὰ φύσιν ἀναγκάσιον; εἰς πρὸς τὰς ἀλλήλους τούτων τι συνέδεντο πρὸς ἑαυτοὺς ἰδοῦναι καὶ λαμβάνειν, οὐ τῶν χρημάτων αὐτοὺς οὐκ εἶχε τὴν χρῆσιν εὐπερὶ κτηνημάτων πρὸς τὸ ἐν ὄντι αἰετοῦ καὶ ἀργύρου καὶ ἐν τῷ τοιαύτου(ον). 脚註(3)

Suit le passage cité dans la note précédente où Aristote se déclare d'accord avec ceux qui considèrent la monnaie comme un "mitage".

かくて、アリストットの眼には、貨幣の本性は二方面から映じ來つたのである。

羅馬の法學者にも貨幣の本性に就ての二個の内容の存するを認むるは奇とする。

(2) There was also conventional money, called money (Literally "legal") for this reason: that it rested not in nature but in law . . . again the money seems to have been of trifling (value); law all in all and by nature nothing.

(1) Since there had come into existence foreign aid to importing what one lacked and exporting what was superfluous, of necessity arose the need of money.

べきである。ポールもアリストートと 同様の明晰と優雅とを以て貨幣の「自然的」起源の思想を展開してゐる。(註四)

(註四) *Origo ementii vendendi a permutationibus caepit. Olim enim non ita erat nummus neque aliud merx, aliud pretium vocabatur sed unusquisque secundum necessitatem temporum ac rerum utilibus inutilia permutabat, quod plerumque evenit ut quod alteri superest alteri desit sed quia non semper nec facile concurrebat, ut cum tu haberes quod ego desiderarem, invicem habere quod tu accipere velles, electa materia est, cuius publica ac perpetua aestimatio discontulibus permutationum aequalitate quantitatis subveniret. Sed an sine nummis venditis dici hodieque possit, dubetatur. D., 18.1.1.*

賣買の起源は物々交換に始まつた。實際、昔は今日の如く貨幣があつた譯ではない。一物に商品の名を與へ、他物に金錢の名を與ふる代りに、各人は、時の情況に従ひ、事物の性質によつて、無用物を以て有用物と交換した。

多くの場合、一人に過剰なるものが他人には缺如してゐたのであるが、併し、一人の慾望が常に容易に他人の剩餘と照應することはなかつた。そこで、公の評價の恒同的にして、事物の價値と容易に等しくなることによつて交換の困難を匡救すべき一物質を選んだのである。併し、今日と雖も尙、金錢

(3) For of the necessities not every one was portable ; wherefore for exchanges they needed to give and take among themselves something which being useful itself, had the widest usefulness in life, such as iron, silver and similar things.

を用ひざる賣買を云々し得るかも知れない。

*Cette conception n'a guère pu se former indépendamment de l'influence grecque, d'Aristote partion-  
lièrement.*

此考へは希臘の影響特にアリストートの影響なくしては出来得なかつたのである。

然るに、近代學者の意見によれば、之と同時に、*Corpus juris civilis* に於ける貨幣の一般的觀念は、アリストートに於けると同様に混雜矛盾してゐる。

ブリドレイ (Emile Bridrey) 氏はいふ。「若し、眞に法學者等が頗る明瞭な理論的觀念を構成せむと欲したとするも、法學者等の解決の背後に如何なる理論的思想が隠れてゐるかを正しく知らむとすることは極めて困難である。……法學者等は貨幣は商品であると考へたであらうか、或はまた、單なる表象であると看做したであらうか。貨幣の價値は其金屬的内容に依繫すると考へたであらうか。或はまた公權力の純乎たる創造物と看做したであらうか。未だ十分な

る論證はされてないけれども、本文によれば、彼此何れの意見も主張が出来たのである。我々の信ずる所によれば、實際は、我々の有する數個の本文の間に恢復し難き矛盾の存し、大部分のもの、特に後代のそれは、語義が正當に吟味され得ず、又それによつて通貨の理論的觀念を研究することが絶対に徒勞に歸するが如き、時宜的解決に過ぎずと論結するを可とする。」(註五)

(註五) Emile Bréhaut, La théorie de la monnaie au XI<sup>e</sup> siècle; Nicole Oresme, Etude d'histoire des doctrines et des faits économiques, Paris, 1906, p. 337

我々の辯護する説に對しては、貨幣の内容に於ける此二元性、即ち、其本質に於て、社會的經濟的過程の根本的内在的二元主義と照應する二元性を確認することが肝要である。

<sup>W</sup> 然るに、後に述ふるが如く、貨幣の封建的理論に於ては此二元性が消滅し、貨幣も亦、有ゆる封建的組織の如く、ゲルマン族の領土の上に生じたる後期羅

馬帝國の思想と方法との風變りな改造の所産である。

第十八世紀(一七〇九年)に、スミルナ Smirne 駐在英國領事は、舊カリヤ Carie の地に於て、夫以上販賣者の要求し得ざる物價表を包含せる記録符 *BOUR* を發見した。それは有名なディオクレシアン Diocletien 帝の「最高物價表」であつた。

一七〇九年以後、他の記録の斷片が發見され、かくて、我々は約八百の物價を包含する「價格表」を有するのであるが、其大部分は希臘語で書かれてある。

此商品勞務の最高價格表は、減價せる通貨(銅貨)と商品との間の交換割合を「高壓的」に確定するの試み、貨幣價値の「高壓的」規定の大仕掛な試みを現はすものである。

此の貨幣の權柄づくな考へは、唯帝政時代の羅馬に出来たものである。これ

は頗る特殊なものであり、我々は嘗て他の箇處で之を論するの機會を有した。

(註六)

(註六) 物價の史的現象を論じたる拙著の諸所を参照すべし。

羅馬帝國は、此權柄づくな貨幣思想を中世に傳へ、而して中世は、後期の羅馬法、教會道德、古代哲學の諸要素を利用して、貨幣の可なり同質的完全な理論若くは觀念を創造することに成功した。

貨幣の封建的觀念は、アリストトと羅馬法との混淆錯綜せる問題の内容に「一元論的」明晰性を與へた。貨幣の封建的理論の根本命題は、通貨としての貨幣が全然王侯の權力に歸屬することを肯定する。

是を以て、封建的理論が通貨を單に、一の尺度「價值を測定する」爲めの道具と考へ、従つて、全然最後まで他の尺度と同一視したと我々が考へやうと、(註七) 上述の理論の特質に於て我々がしかく突込んで論じなからうと、それは關

心を要せざる所である。(註八)

(註七) それは、ブドレイ氏の意見である。氏はいふ。「近代に於て、經濟學者等は、貨幣の本性に關する問題に於ては、明かに相反せる二派の何れかに分屬してゐる。「派は、貨幣を以て、固有の價值を有する事物、他の商品と等しき一商品、需給の法則によつて支配される、一商品と解し、他派は、貨幣をば、單なる表象、それ自身現實價值を有せざる價值の代表的記號に外ならざす。」「中世の學者に於て、人の見出すものは、事實、時としてしか考へ得たるに拘らず、此二觀念の一にも他にもあらず、全く特殊の或る意味に於て仲介的な一思想、即ち手段貨幣 *monnaie instrument* より、正確には尺度貨幣 *monnaie mesure* の思想である。通貨は價值の尺度、交換の手段である。トアーズ(一米九四九)が長さの尺度たり、リーゲルが重さの標準たる如く、貨幣は價值の尺度である。トアーズ、リーゲルが重量、寸法の測定手段たるが如く、貨幣は交換行爲の測定手段である。實際それ以外に意味がなく、尺度の機能が其全任務である。従つて、それが現實價值を有するや否やを究むるは益なきことと思はれる。何となれば、それは、決して夫自身に價值を蓄ふるやうには出來てゐないで、單に價值を彼此比較するやうに運命づけられてゐるからである。「貨幣尺度論」は實際の明文に普通取り入れられてゐる所である。慣例法類集に於て貨幣と尺度とは一般に聯絡相伴のものにされ、同一の一般原理によつて支配されてゐる。貨幣尺度論はまた、思想家等の唯一の理論

的觀念であり——而して特に注意を要する所である。中世前期の純理論的明文、貨幣の定義は稀有であるが、我々の有する少數のものに於ては、貨幣の定義されてゐるのは、實際らしくもなく又唯單に其尺度機能のみによつてである……。

「多年來、王侯權力説が此根底の上に鞏固に据ゑられてゐた。即ち、尺度たる貨幣は素より尺度の普通法によつて支配さるべきであるとした。

「中世を通じて、測度に一般に適用された法律上の原則は公有 *romanité* といふことであつた。中世思想に於ける有ゆる測度、有ゆる商業取引の手段は、當然王侯の掌握に存するものとされたのであるが、それは、吾人が考へ得るが如く、近代文明に於けると等しく、何等かの程度の調整的管理の目的に出づるものに非ずして、私有の名義直接的所有物の名義に於てあつた……。個人等の手中に在るべきと雖も、……それは、常に王侯の物であり、事實王侯が交換の必要上個人等の使用を許した物であり、従つて個人等は義務的に之を使用するを要すれども、而もそれは、一時的の所持者の手中に在るべきと雖も尙依然王侯の物に相違なく、彼によつて決定され所有さるるものであり、従つて彼は正當に、之が使用料の支拂を受け、隨意の時に之が改鑄、取換、變更 *alter* の爲めに引上ぐるを得るものである。封建時代の有ゆる貨幣上の實際問題が解剖さるべき——これら三個の主要確定的權利、即ち貨幣價値の確定權、變更權、利益徵收權の三者は、貨幣に對する王侯の所有權、自己の事物に對する王侯の權利の必然的歸結に外ならず、又必然的屬性の如きものであつた。」

(Bidney, loc. cit., p. 110-111, 113-115).

(註八) 是れエルネスト・メロン Ernest Babelon の意見である。彼はいふ。「中世を通じて貨幣に對して爲された諸行爲に關し、ブリドレイ氏によつて與へられた原理の巧妙なる説明をば、予は正確にして受け容れらるべきものと思惟せず。貨幣と他の尺度基本との同一視は、決して論者の言はむと欲するが如く完全ではなかつた。論者は、中世が金屬貨幣に於て、其表象の機能と價値尺度の機能とのみを認め得たるに過ぎずと主張するを得ない。何となれば、中世と雖も、貨幣の構成材料たる金屬の品位 *aloi du métal* といふことを絶えず考慮してゐたからである……。否。一派の或る種の定義にも拘らず、封建的中世は、理論上、内在的價値なき表象貨幣を知りもしなければ、之を實行した譯でもない。中世の貨幣は、よし時に貴金屬的價値が如何に低からうとも、決して單なる尺度として取扱はれたことはなかつた。」

然るにメロン氏自身は、「封建的思想に於て……貨幣の第一の特性は、王侯の所有物たり、又其財産の主要部分たるに在る」*etc.*を認めてゐる。 Cf. Ernest Babelon, *La théorie féodale de la monnaie*, *Extrait des mémoires de l'Académie des inscriptions et belles-lettres*, t. XXXVIII, 1ère partie, Paris, 1908, p. 21, 22 et 27.

何れにせよ、此理論は、貨幣を以て、王侯の單純なる「所有物」とはなさず



とするも、而も、王侯が其上に無限の權力を行使し得べき事物となしたのであつた。一三四六年一月に出たプロア家のフィリップ四世の勅令の明文に曰く「朕は左の事項に關し何人も疑念を懷き得るものとは考ふるを得ない。貨幣の製造之に關する凡ての規定並びに凡ての事項は、専ら又完全に朕即ち國王のみに屬することである。又、此權利の行使によつて、朕の欲するが如き、朕と朕の財及び利益と、朕の國家及び臣民とに有利なる如き貨幣を鑄造せしめ、並びに之に此の如き時價を與ふることも亦専ら朕に屬することである。」(註九)

(註九) Bridrey, loc. cit., p. 118.

而して、王ジャン Je roi Jean も亦一三六一年三月の勅令に於て、殆ど同様の語を以ていふ。

「全王國に於て、朕の欲するが如き貨幣を造り、之に此の如き價格を與ふるの權利は、朕の王權により、全く朕のみに屬する所なれども——」(註一〇)

(註一〇) Bridrey, loc. cit., p. 118-119

政治關係の發達は、此封建的敎説に對して大なる政治的重要性を有した事實の制限を齎した。人は、先づ、貨幣上の權利を國王に留保せむが爲めに、領主等に拒絶し始めたのであつた。かくて、國王自身と雖も利益のみよりする目的にて此通貨を惡化し得ることを、最早や認容せざるに至つた。

貨幣を以て王侯の「物」となす學説に反對する新學説の出現を見たのは、其時である。

新學説の萌芽は既にアリストートに存したのであるが、新學説は、羅馬法と中世敎會法とに於て、漸次圓熟し來つた。新學説によれば、貨幣は全社會の所有物 (l'apanage de toute la société) であり、従つて之を處分し得るものは社會のみであり、貨幣に關する王侯の何等の實驗も認容さるべきでない。

此學説は、ニコール・オレスムによつて、其有名なる貨幣論 (Traité) に於

て明瞭過ぎる位に宣言説明された。ブリードレイ氏によれば、此著書の始めて編纂されたのは、一三五五年である。

既に第十四世紀に此學説を實現せむと試みた者がある。例へば一三五五年の革命議會 États généraux révolutionnaires の試みやアリストートの賞讃者にしてオレスムの門下たりし(明君)シャルル Charles 五世のその如きがさうである。(註一一)

(註一一) 既に引證せる、而して、ブリードレイ氏の考證に取りて重要な著書を参照せよ。

此新觀念の出現は、常に最も重要な一政治的事實即ち經濟學の範域に於ける王侯の思想に對抗するものとしての國家思想の發生を意味するのみではない。通貨と貨幣政策の基礎とに關する新觀念は、「根本的二元主義」の問題の發展の見地よりするも亦興味あり重要なものである。確かに、若し論理的形式的見地に立脚するとせば、全社會の所有物としての通貨の觀念は、王侯の「物」

としての通貨の觀念と餘り異なつた所はない。蓋し、此の場合、社會は有機的「體系」 système organique としてでなく「單一物」 unité (註一二)として考察されて居り、隨つて、それは變化する權力の主體に過ぎず、又通貨も、依然、法律の創造物と看做されてゐるからである。

(註一二) 拙著の他の章に於ては、此研究の推論に對し最も重要な意義を有する「體系」と「單一物」の社會學的觀念が説明されてある。かるが故に茲にこれらの觀念を説明する必要がある。

これらの觀念の根底には、單一物により構成されたる實在物 des entités composées d'unités が次の如く分類され得るその思想が横はつてゐる。

(一) 實在物 (une entité) は、同質單位の單なる集合、一全體を表はし得る。此の如き一全體の最も單純なる例は、或る土地の上に何等かの距離毎に植ゑられた標柱によつて提供される。球の山盛り、砂丘も亦同様に單純なる一全體を表はす。少くも此の如き一全體の諸單位間に於ける「相互依屬」の存在を考へざる(言ひ換ふれば、氣付かざる若くは故らに之を考案外に置く)人、而して同時に、これらの單位を識別し、これらを別々に考へ得る人に對しては、さうである。

(二) 實在物は、其間に相互依屬の存する(若くは假定され、考へられる)如き要素の集合を表は

し得る。此の如き實在物は體系と稱せられる。顯著なる例としては、森林や森林の植樹を擧げ得る。然るに、森林は、體系ではあるけれども、有機體ではなく、又植物群に過ぎない。海河池の動物群以上ではない。

(三) 眞正なる有機體は、主觀的單一物を表はす實在物である。予は、此の如き實在物をば、端的に、單一物と稱し、而して、そは、之を統合する意志の指導的中心の事實によつて特徴づけられるものである。社會學に於ては、一「體系」と一「單一物」この區別以上に深厚にして重要な區別はない。何となれば、そは、根本的にして最も一般的部類の相違を示すものであるからである。「體系」は、非合理物の領域である。目的の醜雜發生の原理 *le principe de l'hétérogenie* の支配する世界である。グントは此原理を次の如き仕方であらう要約する。「目的の醜雜發生の原理は、左の點に於て成立する。即ち、目的の表象 (*les représentations des buts*) が、原因的條件として事件の進行に干渉する如き處に於ては皆、原因の資格に於て活躍する目的論的動機は上に述べたる原因の効果を表はす客觀的目的と完全に一致するものでない。客觀的目的は、何等かの程度に、之に先だてる目的論的表象を超過し、若くは、其反對に、之に反對する條件の影響を受くるものである。尙、目的に適合する如く活動する各意思は、豫見されざるが故に毫も決意の對象たらざる諸目的を達成し、他面、表象に包含されたる特殊の諸目的は、それらが逢着する抵抗の爲めに實現されない。」(*System der Philosophie, 2e édit., Leipzig, 1897, p. 328*). 此原理の意味は、既にヘーゲル Hegel に依つて

その「歴史哲學」中に力説された所であり、又、エンゲルス Engels によつて、著名な其のフアイエルバッハ Feuerbach の研究なる小論文に闡明された所である。

單一物は、之に反して、合理物の領域である。目的の醜雜發生の原理と反對の原理、即ち予が目的の自律發生 *autonomie des buts* と稱する原理の支配する世界である。「體系」に於ては無意識物 *l'inconscient* が活動する。何となれば體系は假説によつて (*ex hypothèse*) 主觀的意識を包含するを得ないからである。之に反して、「單一物」に於ては、凡てが有意識であり得、又あらねばならぬ。

確かに、體系と單一物との間には、絶對的の反對も、超えられない深淵も存在しない。

一體系に於ける相互依屬は、主觀的目的論的單一物を發生せしめ得、一の有機體を創造し得る。「有機體」の實體論的問題は、正しく、一體系の諸要素の相互依屬より單一物の發生するの問題に化せられる。さり乍ら、吾人は、實在物の種類としての體系と單一物との間には嚴格なる區別をしなければならぬ。此區別は、特に、精神科學に於ては必要である。

吾人が、人間の存在の共通性より生ずる人間的事物の總體を考察する場合に於て、體系と單一物との此區別に照應するものは、「體系的」乃至醜雜發生的 *hétérogenes* 現象と目的論的乃至自律發生的 *autogenes* 現象の二者である。

目的論的現象は國家的現象と合致するものに非されども、而も後者は本質的には目的論的なるが故

に國家的現象が社會生活の大部分を占め、殆んど有ゆる他の目的論的現象を吸収することは心理的には自然なことである。吾人が國家に主權を認むるに就ては一箇の理由がある。それは、國家が、社會即ち人間の相互依屬の體系を支配せむことを望み、而して事實之を支配するの傾きあることを意味する。

然るに、心理學的には、新學説は地盤を清掃し、而して、通貨を以て單なる法律の創造物となせし純「合理的」觀念に對する通貨の「有機的」觀念の勝利を準備した。

クナップによつて、其心髓が「國家主義的」理論 (Staatliche Theorie des Geldes) の名の下に復活された所の封建的貨幣理論は重商主義時代の學者には尙殘存してゐた。英國の重商主義者ニコラス・バーボンは一六九〇年に遁勤の筆を以て "Money is a value made by a law." 「貨幣は法によつて造られたる價值である」と言つてゐる。(註一三)

(註一三) Nicolas Barbon, A Discourse of Trade. A reprint of Economic Tracts, edit. by Jacob

Hollander, Baltimore, 1905, p. 16.

ピエール大帝時代の露國の重商主義者ポツシニコフは、全然族長風の簡素な氣持を以て、遙かに具體的なる語で述べていふ。諸外國の様にする必要はない。即ち銅の價格によつて、貨幣 P. S. に時價を與へないで、皇帝陛下の聖慮に従つて之をなすべきである……。

「我々は外國人ではない。我々の尊重するのは銅の價格ではない。我々の崇めるのは皇帝の御名である。

「我々が評價するのは、銅ではなくて、皇帝の與へ給うた名稱である。是を以て、我々は通貨の重量を衡らずして、夫に刻された文言によつて計算するのである——。外國に於て、國王は、國民の權力程に大なる權力を有せず自己の意志によつて凡てを爲すことを得ず、欲する所を行ふものは國民である。特に「商人」である。而して上述の商人等は自己の取引に於て貨幣をば一の商品と看做

し、又國王の肖像をば貨幣が其時價と同等の商品を包攝することを證するしるしとして使用してゐる。我々の單純なる内容に對して、貨幣の價値を以て、其名の權威に基くものとなさずして、商人によつて認められたる價格に基くものとなすは、王者に對する冒瀆である。

上述の外國人等は、かくて、我國に於ても、通貨をして其包攝する商品による價格を有せしめむと欲する。此理由よりして、彼等は、銅貨に一部の銀を附け加へ、以て貨幣の材料をして其時價に對應せしめやうとする。惟ふに、外國人の此助言は不作法にして頗る不快なことである。何となれば、我が國君は全能に在し貴族主義者にも民主主義者にも在さざるが故である。是を以て、我々は銀をも銅をも評價せず、皇帝陛下によつて通貨に與へられたる名稱を尊重するのである。「輝かしき」陛下なる語は、我國に於て、若し皇帝の命により單に一ツオロトニツク（九十六分一露斤）の銅を包含せる貨幣に一ルーブルの表記

を有せしめば、それは正に一ルーブルの貨幣となり、取引に於て、何時々々までも一ルーブルの時價を有するといふ位に勢力を有する。」（註一四）

（註一四） Le livre sur la pauvreté et la richesse, ouvrage de Jean Fossochoff, édit. M. Pogodin, 1ère partie, Moscou, 1842, p. 253-254 texte russe.

## 一〇 貨幣問題に對する主意的二元論の適用

貨幣問題に於て、「根本的の二元主義」は我々の之に與へたる意味によれば、普通、異種類の區別と交叉する。貨幣は「自然的」（有機的）乃至「合理的」現象若くは、「厯雜發生的」乃至「自律發生的」現象なりや否や、自然的要素と合理的要素とは如何なる割合に貨幣中に現はされありやといふことを知るの問題は、貨幣理論に於て、「名目論者」と「金屬論者」とを分つ境界線とは合致するもの

でない。少くとも完全には合致するものでない。

眞の貨幣の資格は貨幣としての利用以外に價格を有する事物（一層正確に言へば、通貨として使用される量が其貨幣的機能以外に價格を有する事物）のみ結び付けらるゝものなりや否や若くは貨幣は此の如き材料的實體より獨立して存立し得るや否やを知るの問題は、歴史的見地よりするも、我々に取りて最も重要な方面よりするも、靜の見地よりするも、貨幣の「合理的」乃至「自然的」性質の問題と混同されるものではない。貨幣は商品の流通の見地より材料的實質なき (unstofflich) ことを得るや否やの問題は、貨幣は國家と政策との創造物、即ち、定義により (ex definitione) 「合理的」要素が本質的なる一現象なりや否やを知るの問題とは決して同一ではない。この異種類の二問題の混同は次の事實に由來する。材料的實質なき貨幣 (autogenisches Geld de Knapp) は、普通、國家の活動の所産であり、従つて、「合理的」源泉に本づくのであるが、

之に反して、材料的貨幣 (hylogenisches Geld de Knapp) は一般に國家の活動より獨立して發生し、其起源を物々交換に發する自然的の力によつて發達するものであるとすることが是れである。繰り返していふ。さりながら、貨幣の某々の形態の成り立ちは（系統的斷定的の意味に於ける）貨幣の本質の問題を解決するものではない。「金屬主義」との論戰に於て、クナップは正しく此の二個の見地を混同した。従つて、彼の「貨幣國定説」の主要なる缺點は此點に存する。其金屬主義の批判に於て、彼は明確なる論證を與へ、常に正しき議論をなしてゐるのであるが、毫も貨幣の「國家本位的」本性を證明してはゐない。寧ろ反對に、彼自身、眞に重要なものは、「國家が、よし夫を爲し得るにもせよ、選擇するものではなくて、實際國家が爲すものなること」(註一)を指示せざるべからざるに至つた。

(註一) Staatliche Theorie des Geldes, Leipzig, 1905, p. 42.

彼自身「普遍妥當的貨幣の觀念」は、それが法律の根據の上に立つに非ざれば受け容れられざることを力説してゐる。(註二)

(註二) Loc. cit., p. 97.

彼は、此説明によつて、國家的現象としての貨幣の觀念に取りて肝要なるは、法律に非ずして、其適用、若くは結局同じことではあるが、管理なることを言はむとするのである(註三)

蓋し「事實國家は法律に羈束さるるものに非ずして、其人民の爲めに之を維持してゐるからである。國家は、時として、法律によるに非ずして其の事實上の活動によつて新たな法を創造する。將來、法律を、そが、國家の事實上の行爲によつて造られた状態に照應する如く、變質せしめるやうなることが起きて来る」。(註四)

(註三) 「總かに武装されたる兵力と雖も行政單位を成すものであるが、支拂手段の組織に就ても同

様である。そは、他の某々の支拂手段の選擇を行ふ前に、あるが儘て是認さるべき行政方面の一現象である」。(loc. cit., p. 44-45.)

奥太利經濟協會の報告に爲せし、クナップ説の大體ではあるが頗る表現の巧みなる約説を参照せよ  
Die Beziehungen Oesterreichs zur staatlichen Theorie des Geldes. Zeitschrift für Volkswirtschaft  
Sozialpolitik und Verwaltung XVII Band, 1908, Heft IV, p. 439-452.

(註四) Loc. cit. p. 97.

クナップ自身、頻りに、貨幣史上に於て、活動せしものは、「目的の厩雜發生」の原理(註五)なることを指摘し、特に、貨幣の「憲章的」性質、高度の知力の此獲得物、一國家に於ける秩序ある社會生活の此重寶なる現象が極めて低き根據を有するの事實を力説してゐる。此の如きはあらゆる制度(Einrichtungen)の發展に於て吾人の看取する事物の自然的進行である。さまで高級でない社會的目的が、發展を遂ぐることによつて最高部類の結果を將來するが如き制度を發生せしむるものである。(註六)

(註五) ……、クナップは「目的の厩雜發生」の觀念を以て論を行ひながら此思想を十分明瞭的確な

仕方ではある。かくて、其造語に於て、*„Politeia“* を稱せしものを説くに方り、彼は次の如く推論してゐる。「國王等の目的とする所は、限界價格に非ずして、貨幣鑄造の手数料 (*Schlagshatz*) であつた。そは尙、法律史上、當初の目的以外に之が生み出せし目的に於て諸制度の運轉するを見、従つて、其結果が全然最初に追求せし目的より獨立的であるといふ事實の一例證である。法律史家に取りて、諸制度の當初の目的は與なきものに非ずして、其任務は實に、何よりも先づ當初の目的と交渉の結果、欲求されざりしに拘らず最上の重要性を獲得せし結果 (*Die davon ganz unabhängigen, die ungewollten und übermäßig werdenden Folgen*) を描出するに在る。彼の研究の現實的内容を成すものは、これらの結果の検討である。」(*loc. cit.*, p. 77-78.) クナップの論に於て、「結果」は「目的」より「獨立的」であるとの推定は誤謬である。實際は次の如くでなければならぬ。結果は、主觀の見地よりするも、客觀の見地よりするも共に目的と照應しない。結果は目的と符合せず、之に一致するものでもない。

然るに、貨幣の有機的自然的、乃至は我々が適當なる表現と考へた如き、厯雜發生的なる此特性は、正しく、貨幣が單純に「國家的」現象たらざることを示すものである。蓋し、國家の行爲 (註七) は、實に定義によりて然るのみならず、

事實上も亦、「合理的」行爲であり、一層明確な我々の語法によれば、「自律發生的」行爲であるからである。

(註六) *loc. cit.*, p. 78.

(註七) クナップが此の如き重要性を認めたる、言語と行爲、法律 (合法的秩序) と政治 (行政的管  
理、*Verwaltung*) の間の區別は、我々の見地よりすれば本質的ではない。我々は此二種の現象を國家の行爲の觀念に總括する。

國家と社會との差異は正に次の事實に於て成立する。國家の活動に基く現象は、國家なる一意志、一主體によりて設定されたる目的に適合する如く實現されたる行爲であり、従つて、本質的には自發的現象である、國家が其行爲に於て其の固有の意志を表明せざるとき、其欲する所を爲さざるとき、國家は社會と混同され、従つて其行爲は、吾人が社會と稱するものを形成する厯雜發生的現象の全體中に見えなくなるのである。若し、クナップの説が其範域内に貨幣を幽閉せる (註八) 政治にして、全く、目的の厯雜發生の原則に支配さるゝものと



すれば、政治は「政治」としては存在せざるに至るであらう。何となれば、政治は、政治主體の追求する目的が實現さるべきものであり、事實、實現されることの假定の上に立つてゐるからである。此假定以外に於ては、吾人は政治が凡ての意味を失ふと言ひ得もしないであらうし、政治は正しく存在するを止めて、消滅するであらう。

(註八) In dies Gebiet (so. der Plönik) gehört das Geldwesen, loc. cit., p. 99.

其著書を「貨幣國定説」と題せしクナップが、國家によつて發行されざる貨幣(註九)の存在し得ることを認むるに至つたとしても、我々の區別の見地よりすれば、そのことは重要ではない。

(註九) Es gilt auch Geld von unstaatlicher Emission, loc. cit., p. 84.

我々の興味を惹くのは、公法の特別の意味に於ける國家に非ずして、或る主體としての國家であり、「自發的」貨幣の創造者としての國家である。國家以外に

於ける「自發的」貨幣の創造者といふものが考へられ、又現實に存在する。クナップは、貨幣の支拂手段としての機能をば貨幣理論の中心に置いた上で説いていふ。支拂といふものは、とも角も、或る共同 *Communität* を豫想する行為である。此共同が國家であらうと、或は銀行の顧客の全體であらうと、乃至は支拂決済の爲めの他の場合であらうと、それは第二次的の問題である。問題の共同體は國家の境界を超越することすらあり得る。そは、例へば、自動的金屬主義(自由鑄造金屬主義)の場合である。此場合、共同體は交換價值としての銀、鐵乃至金を認むる凡ての人々から成り立つのである。然るに自由鑄造金屬主義の難關にして突破されむか、支拂決済 (*Zahlgemeinschaft*) を目的とする共同體は統治上の指揮權を贏ち得べき筈である。(Muss die *Zahlgemeinschaft* eine regiminale Leitung haben) 支拂の方法並に方式 (*Art und Weise*) の法律上の規則制定の爲めには、力の存在を必要とする。然るときは此指揮の

由て出づる淵源が出来る。國定貨幣の場合に於ては、此淵源は國家の權力によつて表はされる。私的契約より生ずる支拂手段の場合には、此淵源は例へば、銀行によつて表はされ得る。(註一〇)

(註一〇) *loc. cit.*, p. 140.

さりながら、我々は、此の貨幣の非國家的性質の言辭上の認識を以て、貨幣の(我々の意味に於ける)「社會的」性質、我々の今日迄知り來れる如き貨幣、其社會的性質が國際的「自働金屬主義的共同體」に於て最も明瞭に現はれてゐる如き貨幣の社會的性質の認識と考ふことは出來ない。併しクナップの著書に蒐集された豊富な史的引證は、極めて大なる程度に我々の語義に於ける「社會的」制度としての貨幣、而して其事實其者によつて (*ipso facto*) 非國家的現象としての貨幣の觀念を裏書しに來るものである。國家の枠内に於て貨幣が規律されたる若くは合理的なる制度に變じ、而して、此意味に於て、國定

的貨幣となるのは、漸次的にして、且つ不完全な仕方によつてであるに過ぎない。

クナップの功は、或る近代國家に於ける貨幣流通の歴史を研究し、以て貨幣の此合理化の過程を觀察叙述した所に存する。此過程の主要働因は國家なるが故に貨幣の合理化の過程の全體は *Sui generis* の國家化の特性を獲る。此事は、何が故に、クナップが、貨幣の合理化及び國家化の過程に關する彼の觀察を一般化し、而して此觀察を「貨幣國定説」の獨斷的形式に於て表明するが如き邪道に陥りしかを説明する。貨幣の合理化の過程は同時に決定的に貨幣を其金屬的根底より引き離せしかに思はれる。是れ、クナップの國定説の金屬說に反對する所以である。然るに論理的には、貨幣の「國定的」觀念は、金屬主義に對するものに非ずして、貨幣の(吾人の與ふる語義に於ける)「社會的」觀念に對するものである。クナップの説の重心點、眞の獨創性は、正しく、本質的に

自發的現象としての貨幣の觀念中に存する。此見地は彼に於ては、金の安定的價格は、「國家によつて其の人民の爲めに作られた」(wird gemacht, wird von unserem Staat für seine Einwohner gemacht.)といふ斷定に於て最も明瞭に示されてゐる。「價格は獨りでに發生するものではない。金の價格を作ると同様の仕方、若し好都合なりと判斷するときは、他の有ゆる金屬、一例として舉ぐれば銀の爲めに價格を作り得るであらう」。(註一一)

(註一一) loc. cit., p. 88.

而して之と同時に、クナップは、國家が其貨幣的行爲に於て全能ならざること、國家は此の如き情況に於て、國家の如何なる意圖をも阻み得る如き勢力の所與の關係に依屬すると云ふ事實を指摘してゐる。(註一二)

(註一二) loc. cit., p. 96, 101.

クナップの此議論には、矛盾といへなければ、少くとも、彼の據つて以て立

論せる根本的の哲學的且社會的觀念が十分に丹誠洒掃されてなかつたといふ事實に由來する明晰の缺如がある。

## 一一 法學的歴史派と經濟學的歴史派、正統

### マルクス主義とサンディカリズム

何れにせよ、問題は全然殘されてゐる。在るが儘の國家が貨幣の價格を作り(確定し)得るであらうか。クナップの説く金の不動的價格の確定は此問題の一特殊の場合に過ぎない。クナップの言は頗る明白なるかに見ゆるに拘らず實は此問題には明瞭な答解を與へてゐない。而して——此斷定は妙に聞え得やうけれども、實は眞理を穿つてゐる——彼に在つては何處にも明瞭に問題が提出されないで、省略された事項として殘つてゐる。此問題を明瞭に提出して、之を検討することは結局、貨幣問題を「根本的二元主義」の見地に於て論ずること

と同一である。

クナップは其著書の序文に於ていふ、「理法は極端なる論断まで押し進められねばならぬ、然らざれば、そは無價値である。實際生活に於て、或人は、論理的終末まで行かない「半成的」議論で満足し得、又それで満足せねばならないことすらあるが、之に反し、理論家は「半成的」議論の奴隷として残るとせば墮落の人である。」(註一)

(註一) *loc. cit.*, p. VII.

然るに、貨幣國定説に於ては、クナップ其人も最後の歸結まで辿つてゐない。彼は完全なる明晰には到達してゐない。尤もそれは極端な見地の亂暴な對立によつてでなければ獲られないことではあるが。

貨幣は結局自發的現象であらうか、厩雜發生的現象であらうか。

若し兩極端を亂暴に對照しやうとするときは、此の如く問題が提出さるべき

である。

此の場合、我々も亦直ちに「謝罪」(Amende honorable) せねばならぬ。何となれば、此の兩極端の何れをも全部的に認容しないからである。そは理法の折衷主義ではない。事實の内在的折衷主義の證明である。事實の地歩に在る限り、我々は單に貨幣の發展の諸種の階段に於て、社會的經濟的過程に固有の「根本的二元主義」の作用を證し得るのみである。頗る長き年月の期間に於て、「自然的」厩雜發生的要素が貨幣現象に優位を占めてゐたのであるが、而も之が合理的自發的要素は未だ嘗て欠缺の状態に在つたことはない。

貨幣發達史に於ても、其理論に於けるが如く、貨幣の現實の現象に於て此の二要素の作用を辨別考究すべき共通的の務めがある。貨幣現象に關する此の如き特殊の検討は此研究の企圖する所ではない。(註二)こゝで、我々は、「根本的二元主義」に關する我々の考へを明かにせむが爲めにのみ貨幣の問題に手を著

けたのである。

根本的・二元主義の問題の一般的論議を終はるに先ち、「自然法則」の觀念に關する問題に於て法學に於ける歴史派と、經濟學に於ける歴史派とが全然反對の立場に在つたことを指摘するのは機宜に適することではなければならぬ。

法學に於ける歴史派(註三)は、實際上は自由主義の對蹠者たるに拘らず、同一の理論的觀念を有してゐた。經濟的自由主義の如く、法學上の歴史派は、有ゆる個人有ゆる主體の創造的行動が支配され、從屬する如き事物の自然的進行の學說に基いてゐる。誇張を須ひずして、ザヴィニー Savigny は、シュモルラー Schmoller よりは、アダム・スミス Adam Smith に接近してゐると言ひ得る。是の故に、法學上の歴史派は經濟的自由主義と同一の根本的矛盾を表はしてゐる。即ち、前者は社會發達の自然的進行を肯定するに拘らず、此有機的過程の違反の可能を認めてゐる。是れ、前者が論破せむが爲めに起てる違反ではない

か。

經濟學上の歴史派、それは「事物の自然的進行」に於ける干涉の思想を抱懐せし學派であつて、法學上の歴史派とは全然別箇の議論を試みてゐる。經濟學上の歴史派は、本質的には國家主義的である。——此派が法學上の歴史派よりは一層緊密にヘーゲルに結びつけることは意味深き所である。是れ、此派が經濟生活に於ける合理的組織的行動を賞揚する所以である。

かくて經濟學者の歴史派の觀念に於ては、國家は、法學上の歴史派の古き創設者(ザヴィニー Savigny、プツフタ Puchta)に於けるとは全然別箇の地位を占めてゐる。

(註二) 拙著の歴史の部に於て、予は、國家によつて確定さるる價格の特殊の場合としての貨幣の國家的性質に特別の一章を充當した。

(註三) 讀者は、ノヴォホルドツェフ P. Novgorodtzeff 氏の著書 *L'école historique, son origine et son sort, Moscou, 1895, en langue russe* に於て、法學上の歴史派の好特色を見出すであらう。

我々は、こゝに、哲學思潮の頗る珍らしき「集中」「Convergence」と「分岐」「divergence」とを看取する。法學上の歴史派の「組織的」「保守的」思想もアダム・スミスの「組織的」「自由的」思想と同様に個人にのみ現實的存在を認める。(註四) 法學上の歴史派の「國民精神」(Volkgeist)を形成するものは、個人等の商業及び彼等の相互的行爲であり——それ以上のもではない。此派に取りて、國家は現實的人格に非ずして、法的擬制、無形人である。(註五)

(註四) 法學上の歴史派に對して、このことは、フリー・O. Brie氏によつて其の簡約なれども而も充實せる研究 Die Volksgeist bei Hegel und in der historischen Rechtsschule, Berlin und Leipzig, 1909の中に於て説明指摘されてゐる。

(註五) このことは、此派の無形人の學說と關係がある。

之に反し、經濟學上の歴史派は、意識的及び無意識的に、國家をば有形人の實在性と類似せる眞の實在として取扱つてゐる。此の問題に於て、經濟學上の歴史派はヘーゲルの足跡を辿つてゐる。従つてヘーゲルがロッシヤーRoscherに

影響を及せることは疑を容れない所である。

經濟學に於ける若き歴史派の造り出せし思想は、大部分、マンチェスター學派に反對して、國家の干涉の爲めに、此派の代表者等が爲せし情熱的の戦ひによつて決定されたものである。經濟學上の歴史派はサヰニーよりも遙にイエリングTheringに接近してゐる。特に「法に於ける目的」(Zweck im Recht)時代のイエリングに接近してゐるのであるが、「羅馬法の精神」(Geist des römischen Rechtes)時代のイエリング、理論的思想の中心に位置し實際生活に於て指導的理想として役立つものは社會的安泰であつて、個人の自治ではないとするイエリングに對してはさうでない。サヰニー、プッフタの歴史主義とイエリングのそれとの「分岐」は經濟上の歴史派のそれの如く、常に社會的進化(經濟的、法律的等の進化)の過程のみならず、亦實に一般に「人類の」有ゆる發展の内容と評價との根本的ニ方式を表はすものである。

結局、此分岐は「何がより良きものなりや」との根本的問題に歸着する。何が最も多くの價値を有するであらうか。何がそれ自身最も多くの可能性、最も多くの創造力を包含し、展開するであらうか。意識的行動であらうか。無意識的過程であらうか。人間の小さき理性と「宇宙」の大なる理性と、孰れが優り、孰れがまことであらうか。(註六)

(註六) 此問題の諸方面は無意識者の哲學者エドワード・フオン・ハルトマン Edward von Hartmann によつて其の「無意識者の哲學」中に於て考究されてゐる。此の如く提出されたる問題は、ハルトマン自身の認めたる如く(Philosophie des Unbewussten, I, s. 14-16, 10 Auflage.) ライト・ニクマン Leignitz に遡源する。

人間の思想は永遠に此二個の主張の間に動搖し、而して其闘争に於て、諸種の社會的思潮並に傾向は、意識的に若くはより、屢、無意識的に兩主張の孰れかに頼るものである。

此事實は、人間精神が、世界に關する某々の理論的觀念に於て、自己の實際

的慾望及び憧憬に對する證明を求むること、或は寧ろ、現代通俗の實際主義 pragmatisme が常に想定する如く、人間精神が理論的眞理を自己の實際的慾望及び憧憬のいふが儘に創造することを示すものである。

かくて社會的經濟的過程の根本的二元主義の問題は、より、一般的問題、純形而上學的問題に淵源し、後者は、確かに、特殊科學が夫に歸着するにもせよ、特殊科學の管轄外に屬する。

此見地よりして、社會思想の近時の潮流即ちサンデイカリスムの理論家等に於て、正統マルクス主義中に包含されたる諸種の要素の分岐が如何にして生ぜしかを觀察することは面白い。若し、正統マルクス主義が社會主義に於ける意識的意志の哲學たるものと考へられ得るとすれば、ソーレルのサンデイカリスムは社會主義に於ける無意識的意志の哲學である。(註七)

(註七) 尙ほ、此の「實際主義的」の動機は、マルクスによつて、彼がフオイエルマッソフ Feuerbach

の影響を受けたる時期の間に力説されてゐる。エンゲルスが始めて公けにした所の、フアイエルマンツンに関する著名の其の論文に於けるマルクスの所説を参照せよ。同一の見地はヘッス Hoes の眞正なる社会主義を表はしてゐる。この二つは予が Studien Beiträge zur Entwicklungsgeschichte des wissenschaftlichen Socialismus (Neue Zeit, Band XV.) なる論文に於て指摘した所である。

正統マルクス主義と公然反對して、サンディカリズムは、無産者の行動を意識と、其の最も集中された表彰たる實證的科學とから獨立のものたらしめむと努めてゐる。サンディカリストの理論がベルグソンの非合理主義的哲學に赴くといふ事實がそこから起きて来る。ベルグソンの哲學は、實に、合理的知識及び理論的にして計算されたる行動以上に、直観、生動的無意識的行動、有機的創造を稱揚する哲學である。(註八)

(註八) Reflexions sur la violence に於けるソーレルに對し Mouvement socialiste に出でたる論文に於けるハルト E. Berth に對するベルグソンの反響を見よ。ベルグソンとしてはサンディカリズムに對しては全然中立の態度を保つてゐる。Jules Goldstein に送れる面白き手紙を見よ。ホルドメタインは之を自らの "Henri Bergson und die Socialwissenschaft" Archiv für Socialwissenschaft und

Socialpolitik, XXXI, 1 Heft) を題する論文に引いてゐる。

然るに、此の無意識的乃至非合理的意志の社会主義哲學は、内部的矛盾の犠牲である。何となれば、社会的活動の各主體の意志は、實在を支配する爲めに、實在の可能的完全なる目録 inventaire 即ち之が合理化の最大限を獲むことを努めねばならないからである。確かに、有ゆる人間的事物の成就 "Couronnement" は、意識的合理的の個人的活動に因つて獲られるものに非ずして、分散し、互に衝突する無数の意志の無意識的作業たることを論斷し得る。然るに此の如く(註九)考ふる者は、同時に、社会的實在を支配すべきものは人間の意志に非ずして、寧ろ反對に、此社会的實在こそ人間の意志を支配し、謂はゞ之を吸収すべきであると斷するのである。

正統マルクス主義はヘーゲルの如く將來に向つて、「存在」と意識、必然と自由の完全なる調和を信じて居た。社会的經濟的過程の根本的の二元主義を克服す



る可能性の此信仰は空想的である。併し、絶對的意義にあこがる、理論的結構としての社會主義の建設され得るのは此空想的信仰なる根據の上以外にはない。革命的社會主義的行動の肯定されるのは、此信仰によつてのみである。

(註九) 此の如きは、「戦争と平和」に於けるトルストの思想である。「無意識的活動のみが果實を齎すのである。而して歴史的事件に於て一つの役目を演ずる人は決して其の意義を了解してはゐない。彼が之を了解せむと努めても、結局は徒勞に歸する。」此の時代の人の大部分は、事件の一般的進行には興味を有しなかつた。彼等は、其活動に於ては、固有の利益と其時々興味とによつて導かれてゐた。而も、此等の人々は、其時代の是も有用なる活動家であつた。」

無意識的意志を——理論的サンディカリスムの爲せる如く——過賞し、之と同時に社會的顛覆を要求することは、不條理であり又心理的には矛盾して居る。かくて、マルクス主義に固有の矛盾は、マルクス主義の風變りな改造たるソーレルの理論的サンディカリスムに於ては、マルクス主義の正統な形態に於けるより一層明瞭に現はれてゐる。そは有ゆる理論的行動有ゆる「暴動」に向

つての反對に於て、全然、合理的、照應的なりし、而して無爲主義に到達する位保守的なりし、有機的歴史主義(註一〇)の思想と「心的傾向」との間の矛盾であり、又、衝動的行爲の學説と宗教とを構成する點たる欲求されたる將來若くは理想の名に於て、現存物、現在を自然否定し破壊せむと欲することに到達する社會「革命主義」の思想と「心的傾向」との間の矛盾である。

社會主義——其中にはサンディカリスムをも加へねばならぬ——のあらゆる理論的辯明は、我々の説の見地に於ては興味あり又教訓的なものがある。此の如き辯明が社會的經濟的過程の根本的内在的二元主義を理論的に克服する爲めに多くの試みをなしたといふ事實によつて、我々は次の如く約説するであらう。

(註一〇) サンディカリスムには、世界に於ける非合理的要素の過賞てふ、有機的歴史主義との共通點がある。此關係に於ては、實證主義とソーレルの所謂「科學」によつて凡てを把握せむとする此

主義の傾向との特色からは頗る教へらるる所が多い。凡庸、傲慢、術學を著しく表はせし實證主義者等は、「彼等の科學」の前に哲學の消滅すべきことを命じたのであつた。然るに哲學は毫も死滅せずして、ベルグソンの力により、再び輝かしく目ざめたのである。氏は、凡てを科學に歸著せしむる所ではなく、哲學者の爲めに、學者の用ひたる仕方と全然反對の仕方で行爲するの權利を回復したのである。形而上學は、人に所謂科學的解決の迷妄を示し、精神を「小さかき科學」*La petite science*の思みし神秘境に向はしめて、其失はれた地歩を回復したといひ得る。實證主義は、今尙、若干の白耳義人即ち勞動局の役人 *Office du travail* シアンマン Andre 將軍等の賞讃する所である。それは思想家等の間に於ては取るに足らない連中である。」(*Reflexions sur la violence*, Paris, 1910, 2e edit., p. 193-194.)

## 一一 約 説

普遍的因果關係の原理の見地よりすれば、凡ての社會的經濟的過程は全體的不可避的に決定されたものと看做され得る。それは果して此の如くなりや否や。是れ、社會科學の前には提出さるべくもない純形而上學的問題である。

然るに、社會的經濟的過程の全體は經驗的な眼に對しては、各瞬時に於て、二系列の現象を示してゐる。其一つは、明かに、意志主體の自由且つ合理的なる作用に従ひ、特に公權力の干渉に従つてゐる。他は明かに此種的作用を免れてゐるものである。

特殊の經濟的決定主義の存在し、「自然法則」の支配するのは第二系列の現象に於ていある。

従つて、是から明かに次の如き結果が生ずる。經濟の領域に於ける自然法則は常に自由且つ合理的なる人間の活動を見捨てざるのみならず、亦實に此の如き活動との並列及び對立によつてのみ出現し、認めらるべきものとなる。

社會的經濟的過程に固有なる根本的の二元主義の力によつて、人間的意志の自由且つ合理的なる活動が、封鎖的家内經濟 *l'économie domestique fermée* の枠を超えて、其反對物たると同時に對物たる、經濟的相互依屬の體系中に存す

る自然法則を自家藥籠中のものとするのである。  
問題の抽象的検討からも、事實の具體的直観からも同様に引き出されるのは  
自然法則の此意味である。此意味は、經濟的社會的歴史によつても、經濟學的  
社會學的思想の歴史によつても同様に我々に示唆し強制される所である。

### 經濟學の基調としての合理主義 畢

大正十三年十二月五日印刷  
大正十三年十二月十日發行

翻譯者 山下芳一  
發行者 江草重忠  
印刷者 松澤珪三

發行所 東京市神田區一ツ橋通町五番地  
電話四谷四三二二三番  
振替貯金口座東京三三三〇番

賣捌所 東京市本郷區森川町一番地

有斐閣  
有終閣

不許複製

定價金壹圓貳拾錢

經濟學の基調としての合理主義 畢

(發行所) (電話四谷四三四五番) (東京市神田區一ツ橋通町五番地)

シャルル・チユーゲロン 原著

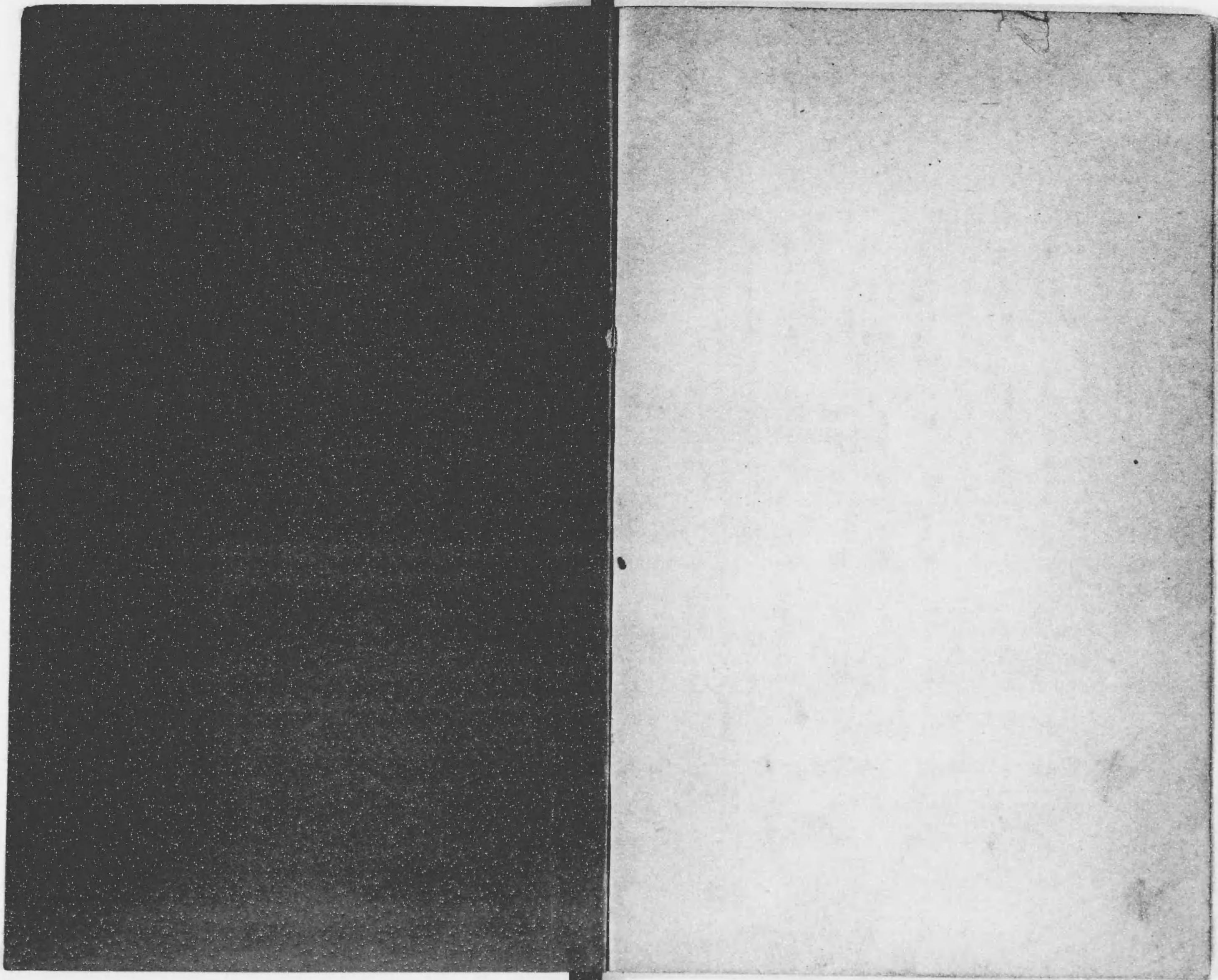
シャルル・アンリー・チユールツヨシ

經濟學士 山下芳一 譯

輓近價值學說史

定價金貳圓貳拾錢  
送料內地金十二錢

東京書肆 有斐閣發行



535
49

終